

資 料 編

資料1 合併関連議案

(1) 新発田市・紫雲寺町・加治川村の任意合併協議会の早期設立に向けた決議

議会第11号

新発田市・紫雲寺町・加治川村の任意合併協議会の早期設立に向けた決議

上記決議を別紙のとおり、新発田市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成14年9月27日

提出者	新発田市議会議員 二階堂 馨
賛成者	新発田市議会議員 宮崎 光衛 小川 弘 巖 昭夫 渋谷 武衛 宮野 昭平 五十嵐 孝 西方 信威

新発田市議会議長 牛 腸 栄 様

新発田市・紫雲寺町・加治川村の任意合併協議会の早期設立に向けた決議

地方分権が進むなか、住民に最も身近な自治体である市町村は、自らの判断と責任のもと個性豊かな魅力ある地域づくりが求められており、その役割は一層重要となっている。

近年、住民の日常社会生活圏の拡大、少子・高齢化の進行や多様化する住民ニーズなど、市町村を取り巻く環境は急激に変化しており、厳しい財政状況のなかで、取り組まなければならない課題は、以前より増大している。

さらに、政府税制調査会などで議論されている地方交付税制度の見直しは、財源の多くを地方交付税に頼っている市町村財政に、大きな影響を与えることが予想される。

これらの課題に対応していくためには、広域行政の推進、とりわけ市町村合併により、「広域的な観点からの地域づくり・まちづくり」や「行政サービスの維持・向上」、さらに「行財政基盤の強化」などを進めなければならない。

今、まさに市町村合併は避けて通れない問題であり、自らの地域の将来は、どうあるべきかを考えるなかで、住民とともに合併について検討を行うことが緊急の課題となっている。

このような状況のなか、先日、合併協議会設置を議決した豊浦町とともに、本市と生活圏域を一にする加治川村及び紫雲寺町の両議会でも、去る9月20日に本市との合併を検討するべく、任意合併協議会の早期設立を要望する決議をしたところである。

新発田市議会としても、より広域的な視点に立ち、地域の個性を活かしたまちづくりをより効果的に実施していくためにも両町村とは合併問題を検討していくべきである。

については、新発田市議会は、新発田市が紫雲寺町、加治川村と十分協議のうえ、新発田市・紫雲寺町・加治川村の任意合併協議会を早期に設立されるようここに決議する。

平成14年9月27日

新潟県新発田市議会

発議第 4 号

任意合併協議会の早期設立を要望する決議

紫雲寺町議会会議規則第13条の規定により、任意合併協議会の早期設立を要望する決議を別紙のとおり提出する。

平成14年 9月20日提出

提出者 紫雲寺町議会議員 丸 山 亨

賛成者 同 上 坂 井 俊 夫
同 上 関 雄 一
同 上 片 貝 浩 夫
同 上 渡 邊 信 夫

紫雲寺町議会議長 井 浦 純 一

任意合併協議会の早期設立を要望する決議

地方分権や少子・高齢化の時代を迎え、将来の市町村行政や地域のあり方を考えていくうえで、市町村合併は極めて重要な課題である。

特に、日本は世界一の長寿国になったが、それを支える体制の確保や、未整備の社会資本もまだまだ多く、現在の仕組みを見直し、行政コストのかからない仕組みをつくることも極めて重要なことから、多くの自治体が地方行政のあり方や地域の将来等について、真剣に議論を展開している。

紫雲寺町議会は、この市町村合併は避けて通れない歴史的必然性を持った重要課題として受け止め、今以上に個性的で活力ある新発田圏域を創造するため、新発田市を中心とした新市の建設を思考している状況である。

紫雲寺町議会は、合併特例法の時限も迫っていることから、新発田市が紫雲寺町と早期に任意合併協議会を設立されるよう強く要望し、ここに決議する。

平成14年 9月20日

新潟県紫雲寺町議会

発議第 4 号

平成14年 9月20日

加治川村議会議長
小 嶋 俊 文 様

提出者	議会議員	大 沼 文 佑
賛成者	同	宮 ■ 善 男
同	同	小 島 市太郎
同	同	伊 藤 喜 行
同	同	中 野 金 夫
同	同	川 ■ 孝 一

新発田市・加治川村の任意合併協議会の早期設立に向けた決議について

上記決議を、加治川村議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

加治川村議会議長 小 嶋 俊 文

新発田市・加治川村の任意合併協議会の早期設立に向けた決議

地方分権が進むなか、住民に最も身近な自治体である市町村は、自らの判断と責任のもと個性豊かな魅力ある地域づくりが求められており、その役割は一層重要となっている。

近年、住民の日常社会生活圏の拡大、少子、高齢化の進行や多様化する住民ニーズなど、市町村を取り巻く環境は急激に変化しており、厳しい財政状況の中で、取り組まなければならない課題は、以前より増加している。

さらに、政府税制調査会などで議論されている地方交付税制度の見直しは、財源の多くを地方交付税に頼っている市町村財政に、大きな影響を与えることが予想される。

これらの課題に対応していくためには、広域行政の推進、とりわけ市町村合併により、「広域的な観点からの地域づくり、まちづくり」や「行政サービスの維持、向上」さらに「行財政基盤の強化」などを進めなければならない。

今、まさに市町村合併は避けて通れない問題であり、自らの地域の将来はどうあるべきかを考えるなかで、住民とともに合併について検討を行なうことが緊急の課題となっている。

中条町・紫雲寺町・加治川村3町村の合併問題懇談会の申し合わせに基いて、今年4月30日に3町村から新発田市長ならびに市議会議長に対して任意の合併協議会設立の要請書を提出した。しかしながら3町村同一での申し入れのために、対応が難しかった面もあったかと考えられ、要請に対応する前進が見られない。

このままでは、要請の実現に向けた進展がないまま、合併特例法の期限（平成17年3月）だけが迫ってくることになる。

このような事態を打開するために、去る8月26日に3町村の合併問題懇談会を開催して協議の結果、3町村にはそれぞれ異なる事情があるなかで、今後とも同一步調で合併問題に取り組むには無理があるので、今後はお互いの拘束をはずして、町村独自に動きやすくすることを申し合わせした。

ついでに、加治川村議会は、加治川村が新発田市と十分協議のうえ、新発田市・加治川村の任意合併協議会を早期に設立されるようここに決議する。

平成14年9月20日

加治川村議会

(2) 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会設置議案

法定協議会設置について

議第129号

新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、新発田市・紫雲寺町・加治川村合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、次のとおり規約を定め、新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会を設置する。

平成15年12月2日提出

新発田市長 片山吉忠

議案第77号

新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、新発田市・紫雲寺町・加治川村合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、次のとおり規約を定め、新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会を設置する。

平成15年12月9日提出

紫雲寺町長 鬼嶋正之

議第56号

新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、新発田市・紫雲寺町・加治川村合併による新市の建設に関する基本的な計画の作成その他合併に関する協議を行うため、次のとおり規約を定め、新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会を設置する。

平成15年12月6日提出

加 治 川 村 長 佐 藤 康 夫

(3) 廃置分合関連議案

廃置分合について

議第32号

新発田市、北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年5月1日から北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村を廃し、それらの区域を新発田市に編入することを新潟県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年7月29日提出

新 発 田 市 長 片 山 吉 忠

議案第66号

新発田市、北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年5月1日から北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村を廃し、それらの区域を新発田市に編入することを新潟県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年7月29日提出

紫 雲 寺 町 長 鬼 嶋 正 之

議第38号

新発田市、北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の廃置分合について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年5月1日から北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村を廃し、それらの区域を新発田市に編入することを新潟県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年7月29日提出

加 治 川 村 長 佐 藤 康 夫

財産処分に関する協議について

議第33号

新発田市、北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の廃置分合に伴う 財産処分に関する協議について

平成17年5月1日から北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村を廃し、それらの区域を新発田市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村と協議の上定めることについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年7月29日提出

新 発 田 市 長 片 山 吉 忠

議第67号

新発田市、北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の廃置分合に伴う 財産処分に関する協議について

平成17年5月1日から北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村を廃し、それらの区域を新発田市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり新発田市及び北蒲原郡加治川村と協議の上定めることについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年7月29日提出

紫 雲 寺 町 長 鬼 嶋 正 之

議第39号

新発田市、北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の廃置分合に伴う 財産処分に関する協議について

平成17年5月1日から北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村を廃し、それらの区域を新発田市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、別紙のとおり新発田市及び北蒲原郡紫雲寺町と協議の上定めることについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年7月29日提出

加 治 川 村 長 佐 藤 康 夫

新発田市、北蒲原郡紫雲寺町及び加治川村の廃置分合に伴う 財産処分に関する協議書

平成17年5月1日から北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村を廃し、それらの区域を新発田市に編入することに伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第4項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の財産は、すべて新発田市に帰属させる。

平成16年7月30日

新 発 田 市 長 片 山 吉 忠

紫 雲 寺 町 長 鬼 嶋 正 之

加 治 川 村 長 佐 藤 康 夫

議会の議員の在任に関する協議について

議第34号

新発田市、北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の廃置分合に伴う 議会の議員の在任に関する協議について

平成17年5月1日から北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村を廃し、それらの区域を新発田市に編入することに伴う北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の議会の議員の在任について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項の規定により、別紙のとおり北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村と協議の上定めることについて、同条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年7月29日提出

新 発 田 市 長 片 山 吉 忠

議案第68号

新発田市、北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の廃置分合に伴う 議会の議員の在任に関する協議について

平成17年5月1日から北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村を廃し、それらの区域を新発田市に編入することに伴う北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の議会の議員の在任について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項の規定により、別紙のとおり新発田市及び北蒲原郡加治川村と協議の上定めることについて、同条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年7月29日提出

紫 雲 寺 町 長 鬼 嶋 正 之

議第40号

新発田市、北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の廃置分合に伴う
議会の議員の在任に関する協議について

平成17年5月1日から北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村を廃し、それらの区域を新発田市に編入することに伴う北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の議会の議員の在任について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項の規定により、別紙のとおり新発田市及び北蒲原郡紫雲寺町と協議の上定めることについて、同条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年7月29日提出

加 治 川 村 長 佐 藤 康 夫

新発田市、北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の廃置分合に伴う
議会の議員の在任に関する協議書

平成17年5月1日から北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村を廃し、それらの区域を新発田市に編入することに伴う北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の議会の議員の在任について、市町村の合併に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の議会の議員で新発田市の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新発田市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き新発田市の議会の議員として在任する。

平成16年7月30日

新 発 田 市 長	片 山 吉 忠
紫 雲 寺 町 長	鬼 嶋 正 之
加 治 川 村 長	佐 藤 康 夫

農業委員会の委員の任期に関する協議について

議第35号

新発田市、北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の廃置分合に伴う 農業委員会の委員の任期に関する協議について

平成17年5月1日から北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村を廃し、それらの区域を新発田市に編入することに伴う北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の農業委員会の委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村と協議の上定めることについて、同条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年7月29日提出

新 発 田 市 長 片 山 吉 忠

議案第69号

新発田市、北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の廃置分合に伴う 農業委員会の委員の任期に関する協議について

平成17年5月1日から北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村を廃し、それらの区域を新発田市に編入することに伴う北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の農業委員会の委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり新発田市及び北蒲原郡加治川村と協議の上定めることについて、同条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年7月29日提出

紫 雲 寺 町 長 鬼 嶋 正 之

議第41号

新発田市、北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の廃置分合に伴う
農業委員会の委員の任期に関する協議について

平成17年5月1日から北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村を廃し、それらの区域を新発田市に編入することに伴う北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の農業委員会の委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり新発田市及び北蒲原郡紫雲寺町と協議の上定めることについて、同条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求める。

平成16年7月29日提出

加 治 川 村 長 佐 藤 康 夫

新発田市、北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の廃置分合に伴う
農業委員会の委員の任期に関する協議書

平成17年5月1日から北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村を廃し、それらの区域を新発田市に編入することに伴う北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の農業委員会の委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第8条第1項の規定により、下記のとおり定めるものとする。

記

北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の農業委員会の選挙による委員で新発田市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、新発田市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新発田市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

平成16年7月30日

新 発 田 市 長 片 山 吉 忠
紫 雲 寺 町 長 鬼 嶋 正 之
加 治 川 村 長 佐 藤 康 夫

(4) 字の変更議案

議第71号

字の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市、北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村の区域の字を別紙のとおり変更し、合併と同時に施行するものとする。

平成16年12月1日提出

新 発 田 市 長 片 山 吉 忠

(別紙)

字の名称変更

新発田市

変更前の大字	変更後の大字
大字 板敷	板敷
大字 島潟	島潟
大字 西名柄	西名柄
大字 長畑	長畑
大字 中谷内	中谷内
大字 桑ノ口	桑ノ口
大字 道賀	道賀
大字 中田	中田
大字 小舟渡	小舟渡
大字 中曽根	中曽根
大字 奥山新保	奥山新保
大字 弓越	弓越
大字 舟入	舟入
大字 富塚	富塚
大字 東塚ノ目	東塚ノ目
大字 江口	江口
大字 上内竹	上内竹
大字 下内竹	下内竹
大字 小見	小見
大字 丑首	丑首
大字 山崎	山崎
大字 上新保	上新保
大字 古寺	古寺
大字 下新保	下新保
大字 金谷	金谷
大字 五十公野	五十公野
大字 中々山	中々山

変更前の大字	変更後の大字
大字 山内	山内
大字 米倉	米倉
大字 大槻	大槻
大字 上赤谷	上赤谷
大字 滝谷	滝谷
大字 東赤谷	東赤谷
大字 大崎	大崎
大字 六日町	六日町
大字 八幡	八幡
大字 八幡新田	八幡新田
大字 小友	小友
大字 浦新田	浦新田
大字 浦	浦
大字 法正橋	法正橋
大字 松岡	松岡
大字 荒川	荒川
大字 上中山	上中山
大字 瑞波	瑞波
大字 小戸	小戸
大字 宮古木	宮古木
大字 大友	大友
大字 板山	板山
大字 上羽津	上羽津
大字 下羽津	下羽津
大字 本間新田	本間新田
大字 田貝	田貝
大字 虎丸	虎丸

新発田市

変更前の大字	変更後の大字
大字 上三光	上三光
大字 下三光	下三光
大字 上楠川	上楠川
大字 下楠川	下楠川
大字 南楯	南楯
大字 東姫田	東姫田
大字 西姫田	西姫田
大字 石喜	石喜
大字 下高関	下高関
大字 敦賀	敦賀
大字 岡田	岡田
大字 上荒沢	上荒沢
大字 溝足	溝足
大字 熊出	熊出
大字 下中山	下中山
大字 丸市	丸市
大字 横山	横山
大字 下寺内	下寺内
大字 上寺内	上寺内
大字 小出	小出
大字 繁山	繁山
大字 菅谷	菅谷
大字 滝	滝
大字 下石川	下石川
大字 上石川	上石川
大字 中川	中川
大字 蔵光	蔵光
大字 上中江	上中江

変更前の大字	変更後の大字
大字 下中江	下中江
大字 北中江	北中江
大字 中倉	中倉
大字 麓	麓
大字 東宮内	東宮内
大字 中妻	中妻
大字 黒岩	黒岩
大字 早道場	早道場
大字 三日市	三日市
大字 上小松	上小松
大字 下小松	下小松
大字 上館	上館
大字 新屋敷	新屋敷
大字 新保小路	新保小路
大字 下今泉	下今泉
大字 金津	金津
大字 茗荷谷	茗荷谷
大字 佐々木	佐々木
大字 曾根	曾根
大字 上中沢	上中沢
大字 日渡	日渡
大字 則清	則清
大字 則清新田	則清新田
大字 西宮内	西宮内
大字 北蓑口	北蓑口
大字 西蓑口	西蓑口
大字 飯島	飯島
大字 下興野	下興野

変更前の大字	変更後の大字
大字 太田新田	太田新田
大字 飯島新田	飯島新田
大字 鳥穴	鳥穴
大字 砂山	砂山
大字 荒町	荒町
大字 太斎	太斎
大字 藤掛	藤掛
大字 小坂	小坂
大字 赤橋	赤橋
大字 切梅	切梅
大字 二ツ堂	二ツ堂
大字 竹ヶ花	竹ヶ花
大字 池ノ端	池ノ端
大字 戸板沢	戸板沢
大字 大伝	大伝
大字 下中ノ目	下中ノ目
大字 中ノ目新田	中ノ目新田
大字 乙次	乙次
大字 下飯塚	下飯塚
大字 吉浦	吉浦
大字 大沢	大沢
大字 竹俣万代	竹俣万代
大字 加治万代	加治万代
大字 万代	万代
大字 天王	天王
大字 三ツ樹	三ツ樹
大字 福島	福島
大字 乗廻	乗廻

変更前の大字	変更前の大字
大字 岡屋敷	岡屋敷
大字 月岡	月岡
大字 滝沢	滝沢
大字 中ノ目	中ノ目
大字 本田	本田

変更前の大字	変更前の大字
大字 人橋	人橋
大字 二ツ山	二ツ山
大字 真野原外	真野原外
大字 真野原	真野原
大字 米子	米子
大字 元郷	元郷
大字 真野代	真野代
大字 宮吉	宮吉
大字 小川	小川
大字 長島	長島
大字 中野	中野
大字 長者館	長者館
大字 関井	関井
大字 稻荷岡	稻荷岡
大字 下中沢	下中沢
大字 福岡	福岡
大字 富島	富島
大字 古田	古田
大字 真中	真中
大字 南成田	南成田

紫雲寺町

変更前の大字	変更後の大字
大字 住吉	住吉
大字 中島	中島
大字 大中島	大中島
大字 高島	高島
大字 片桐	片桐
大字 藤塚浜	藤塚浜

加治川村

変更前の大字	変更後の大字
大字 下山田	下山田
大字 住田	住田
大字 箱岩	箱岩
大字 平山	平山
大字 横岡	横岡
大字 西浦	西浦
大字 下西山	下西山
大字 上今泉	上今泉
大字 関妻	関妻
大字 川口	川口
大字 稲荷	稲荷
大字 野中	野中
大字 吉田	吉田
大字 塚田	塚田
大字 下城	下城
大字 古楯	古楯
大字 小島	小島
大字 向中条	向中条
大字 高田	高田

変更前の大字	変更前の大字
大字 押廻	押廻
大字 川尻	川尻
大字 古川	古川
大字 二本木	二本木
大字 釜杭	釜杭
大字 高山寺	高山寺
大字 草荷	草荷
大字 境	境
大字 寺尾	寺尾
大字 金山	金山
大字 貝塚	貝塚
大字 下小中山	下小中山
大字 下坂町	下坂町
大字 金沢	金沢
大字 貝屋	貝屋
大字 小国谷	小国谷
大字 金塚	金塚
大字 岡島	岡島
大字 戸野港	戸野港
大字 大野	大野

字の区域変更

市町村境界に隣接して存在する2つの大字を統合する区域

変 更 前	変 更 後
新発田市大字館野小路の全部	新発田市館野小路
加治川村大字館野小路の全部	
新発田市大字下中の全部	新発田市下中
加治川村大字下中の全部	
紫雲寺町大字湖南の全部	新発田市湖南
加治川村大字湖南の全部	

加治川村

変 更 前		変 更 後
大 字	地 番	大 字
大字俵橋の全部		中俵
大字中川の全部		
大字相馬	395の1、395の4から395の9まで、397の4から397の6まで、401、411から413まで、416の1、416の2、416の4から416の6まで、417の2、417の8、418の1、422の1、423、424の1、426の1、426の5、428、429、430の2、431、441の3、443の1から443の5まで、444の1、444の2、445、446の1、446の3、447の1から447の4まで、450の1から450の4まで、450の6、469の3、469の5、470の1、472の1、473の1の一部、473の5、473の6、474の1、474の4、474の5、475の4の一部、476の2、1073、1074の2、1075の2、1075の3、1076、1077、1078の2	
	上記地番を除く大字相馬の全部	相馬

及び当該変更に伴う国有地を含む。

資料2 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会規約

(協議会の設置)

第1条 新発田市、紫雲寺町及び加治川村（以下「3市町村」という。）は、合併の基本的事項について協議するため、協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 この協議会の名称は、新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 3市町村の合併に関する調査研究
- (2) 3市町村の合併に関する基本的事項の協議
- (3) 市町村建設計画の策定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、3市町村の合併に関し必要な事項の協議

(協議会の事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市町村に置く。

(組織)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次の者をもって組織する。

- (1) 3市町村の長
- (2) 3市町村の議会の議長及び議会の長が推薦する議員
- (3) 3市町村の長が、協議して定めた学識経験を有する者

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名
- (3) 監事 3名

2 役員は、委員の互選により選出する。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(関係職員等の出席)

第10条 会長は、必要に応じて市町村の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(委員会)

第11条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議させるため、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第12条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第14条 協議会に要する経費は、市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の経費の負担割合は、市町村の長が協議して定める。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 協議会の会長、副会長及び委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長の属する市町村の例により会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成14年12月26日から施行する。

(協議会の設置)

第1条 新発田市、紫雲寺町及び加治川村（以下「3市町村」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(協議会の名称)

第2条 この協議会の名称は、新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 3市町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、3市町村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、新発田市中心4丁目10番4号新発田市役所内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、3市町村の長が協議して、次条第1項の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者（前条第1項の規定により会長及び副会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

- (1) 3市町村の長
- (2) 3市町村の議会の議長及び3市町村の議会の議長が推薦する議員
- (3) 3市町村の長が、協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮りこれを定める。

(関係職員等の出席)

第11条 会長は、必要に応じて3市町村の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(委員会)

第12条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議させるため、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、3市町村の長が協議して定めた者をもって充てる。

3 前項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第15条 協議会に要する経費は、3市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の経費の負担割合は、3市町村の長が協議して定める。

(監査)

第16条 協議会の出納の監査は、3市町村の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第17条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長の属する市町村の例により会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年12月19日から施行する。

資料4 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協定書

新発田市・紫雲寺町・加治川村

合 併 協 定 書

新発田市、北蒲原郡紫雲寺町及び北蒲原郡加治川村（以下「3市町村」という。）は、3市町村の合併に関し、事前に確認すべき内容について、新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会及び新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会における協議結果を基本とし、以下のとおり協定する。

1 合併の方式

北蒲原郡紫雲寺町（以下「紫雲寺町」という。）及び北蒲原郡加治川村（以下「加治川村」という。）を廃し、その区域を新発田市に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年5月1日とする。

3 財産及び公の施設の取扱い

紫雲寺町及び加治川村の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設については、すべて合併後の新発田市（以下「新市」という。）に引き継ぐ。

なお、藤塚浜財産区の財産については、藤塚浜財産区財産として新市に引き継ぐ。

4 議会の議員の任期及び定数の取扱い

紫雲寺町及び加治川村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「合併特例法」という。）第7条第1項第2号の規定を適用し、新発田市の議会の議員の残任期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

5 農業委員会の取扱い

紫雲寺町及び加治川村の農業委員会については、新発田市の農業委員会に統合する。紫雲寺町及び加治川村の農業委員会の委員のうち、選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第2号の規定により、新発田市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。

6 地方税の取扱い

(1) 都市計画税を除く地方税については、新発田市の制度を適用する。

ただし、法人市町村民税の法人税割の税率については、合併特例法第10条第1項の規定により、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税を適用し、3市町村の現行のとおりとする。

紫雲寺記念公園健康スポーツセンターにおいて入湯する者に係る入湯税については、現行のとおり課税免除とする。

国民健康保険税の税率については、合併特例法第10条第1項の規定により、不均一課税を適用し、合併年度は3市町村の現行のとおりとし、これに続く3年度は、新市で段階的に調整する。納期については、合併年度は3市町村それぞれの現行の納期とする。

(2) 都市計画税については、新市で調整する。

なお、合併特例法第10条第1項の規定により、合併年度及びこれに続く3年度は現行のとおりとする。

7 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 紫雲寺町及び加治川村の定数内の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。

(2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新発田市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、3市町村の長が別に協議して定める。

8 特別職の職員の身分の取扱い

紫雲寺町及び加治川村の特別職の職員（三役及び教育長）の身分の取扱いについては、3市町村の長が別に協議して定める。

9 行政組織機構等の取扱い

(1) 紫雲寺町役場及び加治川村役場については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条の規定に基づく支所とする。

支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。

(2) 紫雲寺町及び加治川村に置かれている附属機関及び委員会等については原則として廃止するが、必要により適切な措置を講ずる。

(3) 新市における地域の振興及び均衡ある発展を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関を新市に設置する。

10 一部事務組合等の取扱い

(1) 紫雲寺町及び加治川村が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退する。

ただし、下越清掃センター組合については、合併の日に新市が加入する。

(2) 紫雲寺町が中条町に委託している下水道事業の事務については、合併の日の前日をもって事務の委託を廃止し、合併の日から、新市が現行の規約の内容により中条町に委託する。

(3) 紫雲寺町及び加治川村が加入している任意の協議会等については、原則として

合併の日の前日をもって脱退するが、調整が必要な事項は新市に引き継ぐ。

11 使用料・手数料の取扱い

(1) 使用料については、3市町村の現行のとおりとする。

ただし、体育施設及び公民館等の使用料については、当分の間、3市町村の現行のとおりとし、内容については新市で調整する。

臨時露店出店料については、新発田市の制度を適用する。

行政財産使用料については、新発田市の制度を適用する。

なお、紫雲寺町及び加治川村において、使用料が著しく上昇するものについては、当分の間、従前の使用料を勘案し算定する。

(2) 手数料については、新発田市の制度を適用する。

ただし、浜茶屋等の建築許可申請手数料については、新潟県の手数料額に準じて定める。

(3) 占用料については、新発田市の制度を適用する。

ただし、紫雲寺町の漁港占用料並びに加治川村の桜公園占用料及び大天城公園占用料については、現行のとおりとする。

12 公共的団体等の取扱い

3市町村において共通の目的を持った公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、統合するよう働きかける。

13 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

3市町村の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、次のとおり調整する。

(1) 3市町村で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。

(2) 3市町村独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。

(3) 他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。

14 町字の取扱い

3市町村の町字の区域及び名称については、原則として現行のとおりとする。

ただし、大字の名称については、大字の字句を除いた現行地名表示とする。

同一名称の町字については、当該地域の住民の意向を尊重し、取扱いを検討する。

15 慣行の取扱い

- (1) 紫雲寺町民憲章については、地区の憲章として伝承していく。
- (2) 紫雲寺町及び加治川村の木、花、鳥及び歌等については、それぞれの地区で伝承していく。
- (3) 成人式については、新発田市の制度を適用する。
- (4) 各種宣言については、新発田市の宣言を適用する。

16 消防団の取扱い

紫雲寺町及び加治川村の消防団の分団については、現行のとおり新市に引き継ぎ、再編を検討する。

17 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業については、新発田市の制度を適用する。

ただし、人間ドック助成制度については、対象年齢を40歳から69歳までとし、検診料金の助成率を3分の2とする。

紫雲寺町の国民健康保険診療所事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

紫雲寺町のマッサージ・温泉入浴料助成事業は、廃止する。

紫雲寺町及び加治川村の健康世帯表彰制度は廃止し、新市で啓発事業等について検討する。

紫雲寺町の健康標語コンクール事業は、廃止する。

紫雲寺町及び加治川村の出産育児一時金貸付制度については、新市で適用する。

18 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併時に介護保険事業計画を見直し、統一保険料を設定する。

なお、平成17年度は3市町村それぞれの保険料及び納期とし、平成18年度から統一する。

19 基本計画等の取扱い

3市町村の各種基本計画等については、それぞれの計画等の目的や趣旨に応じ、新市で調整する。

20 各種事務事業の取扱い

紫雲寺町及び加治川村の各種事務事業は、新発田市の制度に統一するものとする。

ただし、以下の事業については、従来からの経緯、実情等を考慮し、下記のとおり調整する。

(1) 企画・総務関係

入札制度

入札制度については、新発田市の制度を適用する。

ただし、当分の間、運用については弾力的に対応する。

自治会・町内会への事務委託

自治会・町内会への事務委託に係る委託料・報酬については、新発田市の制度を適用する。

ただし、平成17年度は3市町村の現行のとおりとする。

都市・住民交流事業

ア 紫雲寺町及び加治川村の友好都市・姉妹都市については、新市の友好都市・姉妹都市として引き継ぐ。

ただし、内容については、新市で見直しを行う。

イ 加治川村の国際交流事業補助制度は、廃止する。

(2) 福祉関係

保健衛生

ア 骨粗しょう症検診事業については、加治川村の制度を適用する。

イ 乳がん検診事業については、新発田市の制度を適用する。

ただし、マンモグラフィ検査については、紫雲寺町で実施している制度を基本とし、新市で実施する。

ウ 個別健康教育事業については、紫雲寺町及び加治川村の制度を基本とし、新市で新制度を検討する。

エ 加治川村の母子保健推進員事業は、廃止する。

オ 妊産婦医療費助成制度については、紫雲寺町の制度を適用する。

ただし、助成対象範囲等については、合併前に調整する。

カ 加治川村の思春期教室開催事業は、廃止する。

キ フッ素洗口事業については、全市的な実施に向けて検討する。

ただし、紫雲寺町及び加治川村の区域においては、当分の間、現行のとおりとする。

ク 紫雲寺町及び加治川村の健康づくり推進員制度は、廃止する。

ケ 紫雲寺町の紫雲寺地域包括ケア「れんぎょうの里」事業については、継続して実施する。

ただし、内容については、新市関連事業との整合を図り、調整する。

コ 加治川村の合併処理浄化槽設置費用補助制度については、継続して実施する。

ただし、内容については、下水道整備に係る計画の見直しに合わせ、新市で調整する。

高齢者福祉

ア 紙おむつ支給事業及び緊急通報装置設置事業については、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併の日の前日における紫雲寺町及び加治川村の制度適用者については、継続して対象とする。

イ 高齢者寝具乾燥事業については、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併の日の前日における紫雲寺町の制度適用者については、継続して対象とする。

ウ 高齢者配食サービス事業については、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併の日の前日における紫雲寺町及び加治川村の制度適用者については、不利益にならないように配慮する。

エ 高齢者デイサービス事業については、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併の日の前日における加治川村の制度適用者については、現行のとおりとする。

オ 転倒骨折予防教室事業については、新発田市の制度を適用する。

ただし、加治川村の制度は、当分の間、現行のとおりとし、内容については、新市で調整する。

カ 紫雲寺町の定期バス運行事業については、当分の間、継続して実施する。

ただし、内容については、新市で調整する。

キ デイサービスセンターの運営については、新発田市の制度を適用する。

ただし、加治川村デイサービスセンターの運営については、新市が新発田市社会福祉協議会に委託し、委託料については、精算払いとする。

ク 紫雲寺町の眺海荘及び加治川村のさくら苑の運営については、新市が新発田市社会福祉協議会に委託する。

ケ 単位老人クラブ助成金については、新発田市の制度を適用する。

ただし、紫雲寺町及び加治川村の単位老人クラブに対する助成金については、当分の間、現行の助成額を下回らないように配慮する。

コ 地域ふれあいルーム事業については、当分の間、3市町村の現行のとおりとし、新市において、ふれあいルーム増設の方向で調整する。

サ 敬老会開催事業については、新発田市の制度を適用する。

ただし、加治川村の事業対象者の年齢については、新市において段階的に引き上げ、平成21年度に統一する。

シ 敬老祝金品贈呈事業については、合併時、新制度を適用する。

ただし、加治川村の全対象者への記念品については、敬老会開催事業の経過措置と合わせ、平成20年度まで継続する。

児童・母子福祉

ア 保育料については、平成17年度は3市町村の現行のとおりとし、平成18年度から新発田市の制度を適用する。

ただし、増額となる階層については、平成18年度から階層間の増額差額を3分の1ずつ段階的に引き上げ、平成20年度に統一する。

イ 保育園通園バス支援制度については、平成17年度は3市町村の現行のとおりとし、平成18年度から新制度を適用する。

ウ 第3子以降誕生奨励制度については、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併の日の前日において、加治川村に住所を有していた者については、合併年度及びこれに続く2年度は、加治川村の制度を適用する。

精神障害者福祉

ア 精神障害者医療費助成制度については、合併時、新制度を適用する。

ただし、合併の日の前日における紫雲寺町及び加治川村の制度適用者については、合併年度及びこれに続く2年度は、現行の助成額を下回らないように配慮する。

イ 紫雲寺町の精神障害者施設通所交通費助成制度は、廃止する。

ただし、合併の日の前日における紫雲寺町の制度適用者については、合併年度は継続して助成し、新市において新制度を検討する。

(3) 産業経済関係

農林水産業

ア 農業生産組織の設立・運営に係る助成制度については、加治川村の制度を適用する。

ただし、内容については、合併前に調整する。

イ 水田農業構造改革対策事業については、新市において実施方法を統一する。

ウ 農業施設整備（国県補助事業）に対する市町村支援制度については、新発田市の制度を適用する。

ただし、補助率については、合併年度及びこれに続く3年度は、加治川村の区域に限り、加治川村の補助率を適用する。

エ 加治川村の担い手育成農地集積支援事業は、廃止する。

ただし、合併年度は、加治川村の区域に限り、現行のとおりとする。

オ 河川カメムシ防除事業については、当分の間、3市町村の現行のとおりとし、新市で調整する。

カ 紫雲寺町の松くい虫被害木伐倒駆除事業補助制度は、廃止する。

ただし、合併年度は、紫雲寺町の区域に限り、現行のとおりとする。

キ 森林病虫害等防除事業については、現行のとおりとする。

ク 紫雲寺町の農業用廃プラスチック処理補助制度は、廃止する。

ケ 産業まつり事業については、継続して実施する。

ただし、内容については、新市で調整する。

商工業

ア 信用保証料助成制度については、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併の日の前日における加治川村の制度適用者については、現行のとおりとする。

イ 融資制度については、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併の日の前日における紫雲寺町小企業振興資金制度及び加治川村小規模企業振興資金制度の適用者については、償還完了までの間、現行のとおりとする。

ウ 工場等設置助成制度については、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併年度とこれに続く5年度は、加治川村の区域に限り、工場の新設・増設に対して、加治川村の制度を適用する。

エ 住宅建設資金貸付制度については、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併の日の前日における加治川村の制度適用者については、償還完了までの間、現行のとおりとする。

観光・物産

ア 優良特産品推薦制度については、新発田市の制度を適用する。

ただし、新発田市及び加治川村が合併前に行った認定については、期間満了までの間継続し、新市で新制度を検討する。

イ 加治川村の特産品宣伝普及事業は、廃止する。

ただし、新市で優良特産品推薦制度との整合を図り、新制度を検討する。

ウ 紫雲寺町の観光まつり事業については、継続して実施する。

(4) 建設関係

農地・農林道

加治川村の林道組合等組織育成補助制度は、廃止する。

ただし、合併の日の前日における制度適用組織については、補助対象期間満了までの間、継続して対象とする。

上水道

ア 水道料金については、当分の間、3市町村の現行のとおりとし、その後、新発田市の料金体系を適用する。

イ 水道加入金については、当分の間、3市町村の現行のとおりとし、その後、

新発田市の加入金を適用する。

下水道

ア 下水道使用料については、新発田市の公共下水道の料金体系を適用する。

イ 下水道事業受益者負担については、新発田市の制度を適用する。

ただし、紫雲寺町及び加治川村が既に設定している分担金については、現行のとおりとする。

ウ 排水設備設置資金の融資制度については、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併の日の前日における加治川村の制度適用者については、償還完了までの間、現行のとおりとする。

エ 加治川村の水洗便所改造助成制度は、廃止する。

ただし、加治川村が既に設定している第1負担区及び第2負担区については、現行のとおりとする。

オ 農業集落排水事業分担金については、新発田市の制度を適用する。

ただし、加治川村が既に設定している分担金については、現行のとおりとする。

(5) 教育関係

学校教育

ア 通学区域については、当分の間、現行のとおりとする。

ただし、合併後、新たに通学区域審議会を設置し、通学区域の見直しを行う。

イ 学校給食事業、給食原材料保存用食品代補助制度及び学校給食地産地消導入事業については、平成17年度は3市町村の現行のとおりとし、平成18年度以降は新市で調整する。

ウ 小学校統廃合通学バス運行事業については、当分の間、現行のとおりとし、新市で調整する。

エ 紫雲寺町及び加治川村の中学校自転車通学ヘルメット購入費助成制度については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は新市で調整する。

オ 小・中学校クラブ、部活動補助制度については、平成17年度は3市町村の現行のとおりとし、平成18年度以降は新市で調整する。

カ 冬期バス運行事業については、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は新市で調整する。

キ 紫雲寺町の小学校交流事業については、当分の間、現行のとおりとし、新市で調整する。

ク 加治川村の中学生海外研修補助事業は、廃止する。

ケ 適応指導教室実施事業及び学校教育ボランティア事業については、平成17

年度は現行のとおりとし、平成18年度以降は新市で調整する。

コ 加治川村の幼稚園預かり保育事業については、継続して実施する。

ただし、内容については、新市で調整する。

サ 英語指導助手配置事業については、当分の間、3市町村の現行のとおりとし、新市で調整する。

シ 幼稚園保育料については、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併時において加治川幼稚園に在籍する園児については、在籍期間は加治川村の減免制度を適用する。

社会教育

ア 紫雲寺町及び加治川村の公民館については、職員を配置した地区公民館とする。また、紫雲寺町中央公民館及び加治川村中央公民館内の図書室については、新発田市立図書館分館とする。

イ 家庭教育関連事業、学校週5日制対策事業、学校開放推進事業、各種スポーツ大会実施事業、歴史資料展開催事業及び埋蔵文化財発掘体験事業については、当分の間、継続して実施する。

ただし、内容については、新市で調整する。

ウ 加治川村の供用マイクロバス事業については、当分の間、継続して実施する。

ただし、内容については、新市で調整する。

エ 紫雲寺町及び加治川村の奨学金貸付事業は、廃止する。

ただし、合併の日の前日における制度適用者については、償還完了までの間、現行のとおりとする。

オ 加治川村の能力開発資金交付事業、伝統芸能継承事業、天然記念物保護事業及び生涯学習基盤整備事業については、当分の間、継続して実施する。

ただし、内容については、新市で調整する。

カ 紫雲寺町及び加治川村の指定文化財については、新市の文化財として引き続き指定を受けるよう調整する。

キ 紫雲寺町及び加治川村の文芸誌発刊事業は、廃止する。

ク 公民館の各種講座開催事業及びその他公民館事業については、当分の間、継続して実施する。

ただし、内容については、新市で調整する。

ケ 紫雲寺町及び加治川村の文化祭開催事業については、継続して実施する。

コ 紫雲寺町及び加治川村の広域学習圏事業は、廃止する。

青少年健全育成

ア 紫雲寺町及び加治川村の児童館については、新発田市児童センターの分館とする。

- イ 放課後児童健全育成事業については、新発田市の制度を適用する。
ただし、紫雲寺町及び加治川村の平日のバス運行については、当分の間、
現行のとおりとし、新市で調整する。

(6) 行政委員会関係

選挙

投票区については、新市で調整する。

農業委員会

小作料及び農地移動適正化あっせん基準については、3市町村の現行のとおりとする。

21 各種相談事業

紫雲寺町及び加治川村で実施している相談業務については、新発田市の相談業務に統合する。

ただし、内容については、新市で調整する。

22 合併建設計画

新市の建設計画は、別添の「新発田市・紫雲寺町・加治川村合併都市^{まち}づくり計画」のとおりとする。

新発田市、紫雲寺町及び加治川村は、地方自治法第252条の2第1項及び合併特例法第3条第1項の規定に基づく新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年7月19日

新発田市長

長山吉忠 

紫雲寺町長

鬼嶋正之 

加治川村長

佐藤康夫 

立 会 人

新潟県知事

川 上 忠 義 

新発田市議会議長

二階堂 馨 

紫雲寺町議会議長

井 浦 純 一 

加治川村議会議長

宮 島 信 人 

資料5 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併^{まち}都市づくり計画

新発田市・紫雲寺町・加治川村
合併^{まち}都市づくり計画

目 次

序論

- 1 合併の必要性和効果
 - (1) 合併の必要性
 - (2) 合併による効果
- 2 計画策定の方針
 - (1) 計画の趣旨
 - (2) 計画の構成
 - (3) 計画の期間

新市の概況

- 1 位置と地勢
- 2 気候
- 3 面積
- 4 人口と世帯数

新市建設の基本方針

- 1 新市の基本方針
- 2 都市づくりの方向性
- 3 紫雲寺地域及び加治川地域の役割
 - (1) 紫雲寺地域の役割
 - (2) 加治川地域の役割
- 4 地域別の整備方針
 - (1) 加治川以西地区
 - (2) 紫雲寺地区
 - (3) 藤塚浜地区
 - (4) 大島地区
 - (5) 加治川地区
 - (6) 中川地区
 - (7) 金塚地区

新市の施策

- 1 山から海までの豊かな自然環境を守る都市づくり
- 2 安全で快適な暮らしを支える都市づくり
- 3 多様な地域資源を活かした活力ある都市づくり
- 4 歴史・文化の保存継承と豊かなこころを育む都市づくり
- 5 人々が安心して暮らせる市民福祉の都市づくり
- 6 共創と連携を深める都市づくり
- 7 計画推進のために

新市における県事業の推進

公共施設の適正配置と整備

財政計画

資料編

計画の主要指標

序 論

1 合併の必要性と効果

(1) 合併の必要性

① 歴史的経緯

新発田市、紫雲寺町、加治川村の周辺はかつて平安末期には加地荘と呼ばれる荘園で、農業地帯として豊かな水と緑に囲まれて発展してきました。

江戸時代に入ると新発田市の地域は、政治、経済、文化の中心として基礎を築き、近隣の人たちの盛んな交流の中で独自の文化を育み、県北地方の中核都市として繁栄してきました。

一方、江戸時代中期、享保13年（1728年）から享保20年（1735年）に行われた紫雲寺潟（旧塩津潟）の干拓事業により42カ村が形成され、今の紫雲寺町、加治川村の村落形成の原型が始まっています。

紫雲寺町は、干拓事業により新しく形成された農地での農業と、日本海の荒海と闘いながら営々と取り組んできた漁業により発展してきた地域の二つの歴史的背景を有しています。また、加治川村は、干拓事業により開発造成された新田により米作物を基幹とした農村として発展してきました。

新発田市は、新潟県市町村合併促進要綱が発表された後では県内で初めての合併を平成15年7月に豊浦町と行い、9万6百人の人口を有する都市となり、紫雲寺町、加治川村はそれぞれ昭和30年に「昭和の大合併」により現在の姿となっています。

このような状況の中で、これからの自治体には、生活圏の広域化や高齢化社会の進展による行政需要の増大、地方分権の進展などに伴う簡素で効率的な行政運営の確立や、より主体的な行財政運営の推進の必要性など多くの課題が生じてきます。特に、生活者である住民からは、より質の高いきめ細かな行政サービスの提供や生活圏に合致した広域的な行政サービスの展開が求められます。

これらの要求される課題を実現するためには、3市町村が一体となり計画的な行政運営並びにそのための推進体制及び基盤づくりが急がれます。

このような背景のもと、平成14年2月に3市町村の議員協議会が設立され、合併を含めてこの地域のあり方について研究がされてきました。その後設置された新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会において、将来この地域が発展し住民福祉の向上が図られる上で、合併は有効な手段であると、合併の必要性が指摘されています。

② 生活圏の一体化と住民ニーズの高度化

ア 生活圏の一体化

新発田市、紫雲寺町、加治川村は、車社会の進展に伴う国道7号、主要地方道新発田紫雲寺線などの交通網の発達や市街地の開発、あるいは商圈の発達により、既存の行政区域を越えて、通勤・通学、日用品の買物、医療機関への通院などにおける生活圏が一体化しています。また、行政活動においても、新発田地域広域行政圏を構成する自治体として、消防事業、ごみ処理事業、高齢福祉事業などを連携して実施してきました。

また、新市のシンボリック河川として位置付けられる加治川について、かつて日本一とうたわれた桜堤の復元に取り組むなど、3市町村住民の共通の憩いの場となっているほか、櫛形山脈に源を発し、加治川村をとおって日本海に注ぐ落堀川も、両町村に密着した河川となっています。

イ 住民ニーズの高度化

住民の価値観の多様化、技術革新の進展などに伴い、住民が求めるサービスも多様化し、高度化しています。これに対応するため、専門的・高度な能力を有する職員の育成・確保が求められています。

今後のまちづくりを考えるにあたっては、広域化する生活圏に対して隣接住民同士のつながりや個性に配慮しながら地域ごとの機能分担や地域内の連携を図るといった広域的な視点が求められます。

このような地域の共通した事情から、生活者である住民への行政サービスの提供には、広域的な視野に立ったより効率的で計画的な行政運営の実現が求められています。

このように3市町村の住民の生活基盤が多くの点で共通しているなかで、住民ニーズが高度化・多様化してきていることから、新発田市、紫雲寺町、加治川村が合併することにより、一体的・計画的に行政を推進し、広域のかつ効率的なまちづくりを進めるとともに、福祉・衛生、生活環境など住民に身近な行政サービス分野の充実を図っていく必要があります。

③ 少子高齢化の進展

急激な高齢化と少子化の傾向は、当地域においても例外でなく、少子高齢化による人口の減少に伴い、地域活力の衰退や3市町村の財政基盤の悪化が懸念されており、特に高齢化の急激な進展に伴い、保健、医療、福祉などの行政需要が増大するものと予想されています。一方では、高齢者が丈夫で元気にいつまでも、いきいきと暮らすことのできる社会づくりが求められています。

また、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少は、地域経済にも活動を低下させる要因となります。こうした減少に対応するためには、転入者や買物客が増加する魅力あるまちづくりが一層重要となり、独自の施策を展開することが必要となります。

利便性が高く快適で住みやすく、子育てがしやすいまちづくりの実現や今まで以上に高度できめ細かな行政サービスを提供するには、3市町村の合併によるスケールメリットを活かした独自の事業を強力に実施できるように行財政基盤を強化することが必要です。

④ 複雑な行政区域界の解消

JR加治駅周辺において、新発田市と加治川村の行政区域界が複雑に入り組んでいます。また、加治川村と紫雲寺町の境でも一つの集落が行政区域で分けられているところもあります。

それぞれの複雑な行政区域界によってもたらされる課題を解消し、住民の日常的な生活領域に行政区域を近づけ、利便性の高い、住民が生活しやすいまちを実現するには、3市町村が合併して地域が一体となる必要があります。また3市町村の合併により複雑な行政区域界が解消されれば、現在よりも効率的な公共施設の配置が可能となります。



⑤ 自治能力の向上（地方分権）

地方分権の推進は、地方公共団体の自主性及び自立性を高め個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、住民に身近な地方公共団体において処理することを基本として行われます。行政能力の違いが地域の行政サービスの差や地域活力などに影響することが予想されることから、自治体の自己責任能力が一層強く求められることとなります。これからは主体的に行政運営に取り組み、自治体自らが創意工夫してまちづくりを進めるため、特に職員の法務能力と政策立案能力が重要となってきます。権限委譲が進むことで事務量が増加し、新しい分野での事務の発生、より専門的な判断を求められる機会が増加することも考えられます。

このような変化に対応するためには、合併によって地方分権に対応する適切な体制づくりを進め、権限委譲に対する要員の確保、専門的人材の育成を図り、組織を整える必要があります。また、今後地方交付税の減額や景気の低迷により、税収が落ち込む中で、一段と厳しい財政状況が予想されることから、合併によるスケールメリットを追求する必要もあります。

新市においては、地方分権の進展や厳しい財政状況に備えて、よりさまざまな行政需要に対応していけるよう、確固たる行政基盤の強化が求められることとなります。住民に最も身近な自治体がより主体的・自立的な行政運営が可能となるように、行財政基盤を強化し、個性的で魅力あるまちづくりが展開されるよう準備することが必要であり、合併はそのための一つの有効な手段であります。

(2) 合併による効果

① 県北地方の中核都市の形成

3市町村が合併することにより、県北地方では初めて10万人の都市が誕生します。

当地域は、近年、道路交通網の発達に伴い、日本海東北自動車道との直結などにより、利便性の向上と地域の活性化が図られています。

また、より質の高い住民生活の実現をめざしていくため、地域の豊かな自然を継承しながら、生活環境の充実や都市基盤の整備が進められ、地域の拠点的な役割を担う都市の一つとして発展が見込まれています。

このため、3市町村が合併することによる県北地方の中核都市としての役割が期待されています。

② 広域的なまちづくり

3市町村の合併により、市町村の行政区域界があることによる不便が解消で

き、山から海までの広域的な視点に立った合理的な土地利用、生活環境整備等の一体的、効率的整備や各施設の利用も可能となり、総合力が高まり利便性の高いまちづくりを進めることができます。

具体的には、少子化が急激に進む中、従来の行政区域界に捕らわれない生活の実態に即した学校区が設置できます。また、駅周辺及び基幹道路にアクセスする道路、公園、公共下水道など住民に直結した生活基盤の整備が計画的かつ効果的に実施できます。防災対策においては、有機的かつ地域一体的な対応が可能となります。

さらには、加治川、落堀川の2本の河川の流域に広がる優良な農用地を活かした安全で安定した食料供給地としての役割が期待されるほか、河川の上・下流一体となった環境保全への取り組みも可能となります。

また、3市町村が持っている豊かな自然、文化、歴史と産業などの地域資源との有機的な結びつきによる広域的な観光整備や交流事業が可能となります。

③ 市としてのイメージアップ

3市町村の合併により、土地利用を一体的な計画の中で進めることが可能となります。鉄道、道路等の土地利用上の骨格が形成されることにより都市機能が充実され、新市全体のイメージアップにつながり、人や産業の集積や交流が盛んになり、経済の発展が期待されるとともに、さらにお互いに特徴と特色を出し合い、まちづくりの能力を高めることで都市間競争でも強い力を持つことができます。都市機能と景観が充実した都市、イメージの高い都市には企業の進出、若者の定着が期待されます。

④ 行政サービスの充実

3市町村の合併により、管理部門（総務、企画、議会事務局等）職員の効率化を図るとともに、職員を直接的な住民サービス部門（福祉部門、都市計画等）へ振り向け、専門職化により高度なサービスの提供を行うと同時に、それぞれの市町村が持つ独自のノウハウが結集され、多様な個性ある行政施策の展開が可能となります。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

新市建設計画は、紫雲寺町第2次総合計画、加治川村第5次総合計画を継承するとともに、新発田市まちづくり総合計画、新発田市・豊浦町合併まちづくり計画を踏まえて、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として作成するものです。

新発田市、紫雲寺町、加治川村の合併後の新市の建設を、総合的かつ効果的に推進していくための基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることによって新市の速やかな一体化を促進し、3市町村が力を合わせ魅力ある地域づくりと地域の発展、住民福祉の向上を図るものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、新市において作成する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとします。

(2) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、その基本方針を実現するための施策、公共施設の統合整備及び財政計画で構成します。

(3) 計画の期間

建設の基本方針は、将来を見据えた長期的視野に立ったものであり、建設計画、公共施設の統合整備は、平成16年度から平成26年度までの11か年計画とします。

財政計画は、計画的な財政運営を図る指針として平成16年度から平成31年度までの16年間とします。なお、事業の実施にあたっては、財政状況との整合を考慮しながら進捗管理を行います。

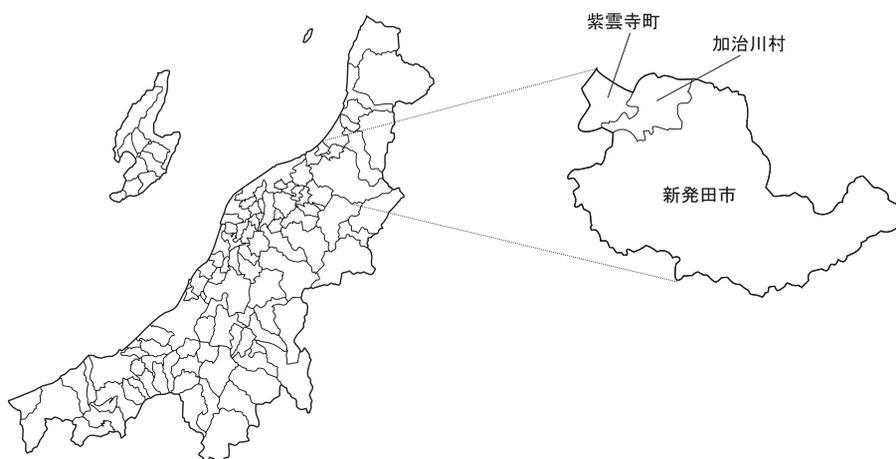
新市の概況

1 位置と地勢

新市は、概ね東経139度16分から139度37分、北緯37度49分から38度03分にあり、新潟県北部に位置し、県庁所在地である新潟市から北東に約30kmの距離にあります。

新市に隣接する市町村は、北側に黒川村、中条町、南側に鹿瀬町、三川村、笹神村、西側に聖籠町、豊栄市、東側は飯豊連峰の山岳部をもって山形県小国町と接しています。

新市の北西側は日本海を臨み海岸が広がっており、また南東側の山岳地帯には自然景観に恵まれた磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立自然公園があります。加治川を水源とする豊かな水田が開けた県内有数の穀倉地帯であり、山から海までの豊かで多彩な自然資源、産業資源、歴史文化資源に恵まれた環境にあります。



2 気候

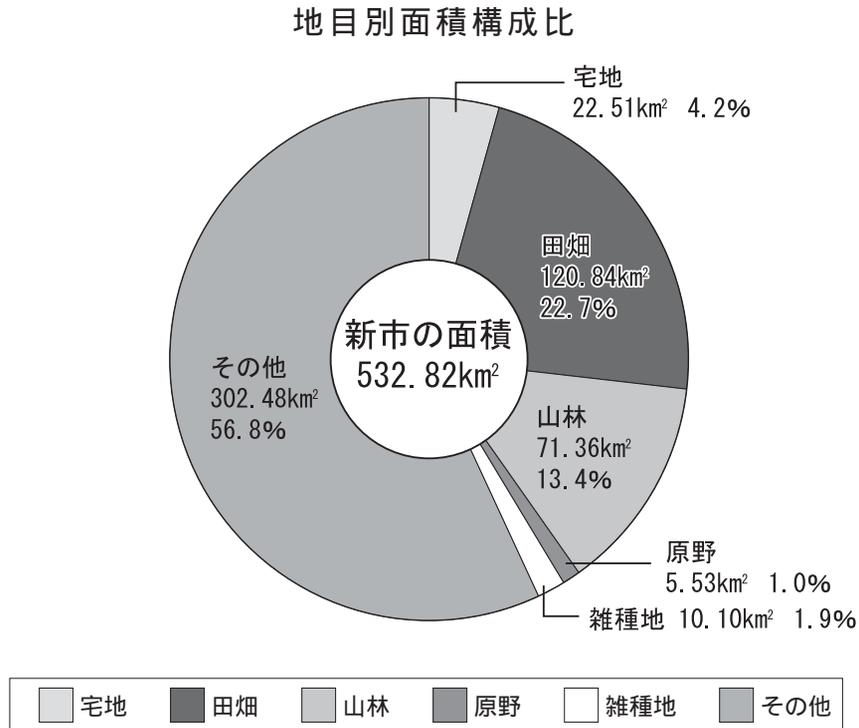
気候は、四季の変化がはっきりしており、日本海側の気候特性が顕著で、冬期間は西または北西の季節風が強く、低温で日照時間も少なく、12月から3月まで降雪があります。

平成7年から11年までの5年間で見ると、年平均気温は13.9 で、月平均気温は最高が8月の26.4 、最低が1月の2.1 となっており、過去の最高気温は平成11年8月に38.4 、最低気温は平成7年3月に - 12.4 を記録しています。降水量は、年平均1,782.2mm で、冬期間と梅雨時期が多くなっています。

3 面積

総面積は、532.82km²（新発田地域：469.54km²、紫雲寺地域：26.70km²、加治川地域：36.58km²）となっています。

（平成13年 固定資産税概要調書 その他は、河川、道路、非登記国有地等）



（平成13年 固定資産税概要調書 その他は、河川、道路、非登記国有地等）

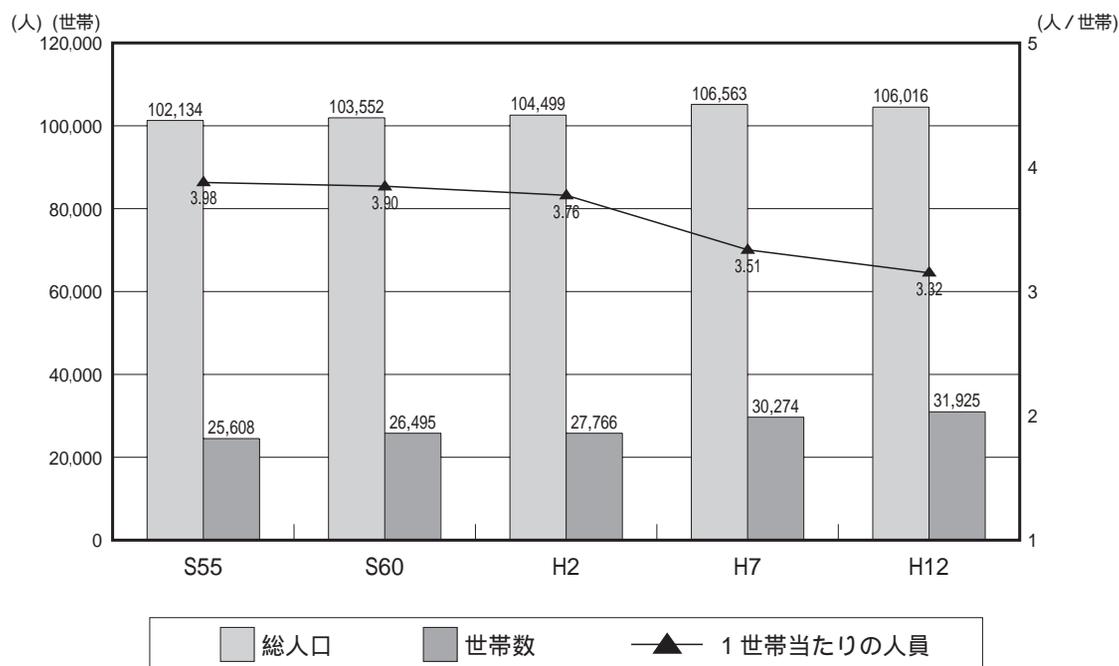
4 人口と世帯数

平成12年の国勢調査による3市町村の総人口は106,016人（新発田地域：90,604人、紫雲寺地域7,970人、加治川地域7,442人）で、昭和55年の人口102,134人に比べ、約1.03倍の伸びを示しています。平成7年から平成12年までの5年間では547人減少しましたが、昭和55年から平成12年までの20年間に3,800人余り増加しています。

世帯数は、平成12年が31,925世帯で、昭和55年の25,608世帯に比べ約1.25倍の伸びを示しています。

1世帯当たりの人員は、平成12年は3.3人で、平成7年の3.5人、平成2年の3.8人と比較して核家族化の進行がうかがえます。

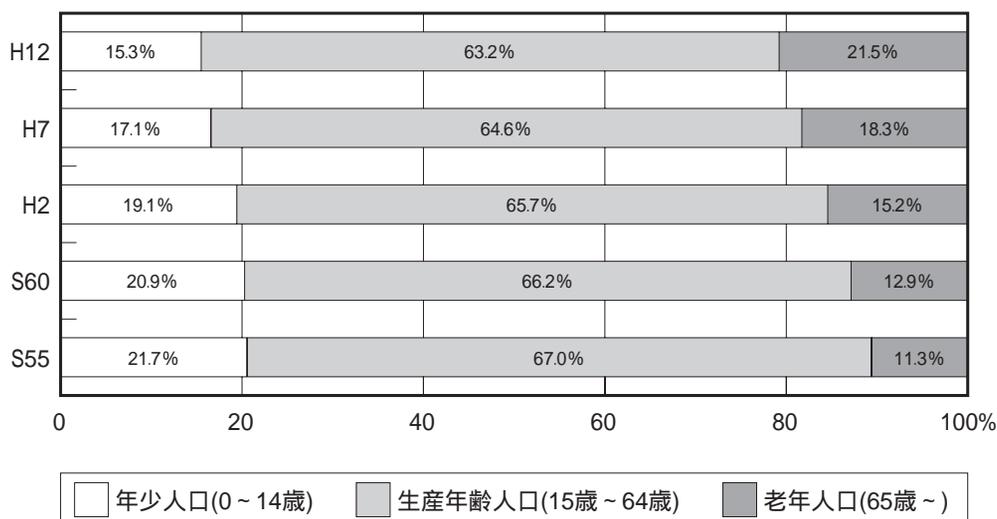
人口と世帯の推移



(国勢調査)

年齢階層別人口は、平成12年は年少人口が15.3%、生産年齢人口が63.2%、老年人口が21.5%となっており、平成7年と比較すると年少人口及び生産年齢人口の減少と老年人口の増加傾向がうかがえます。

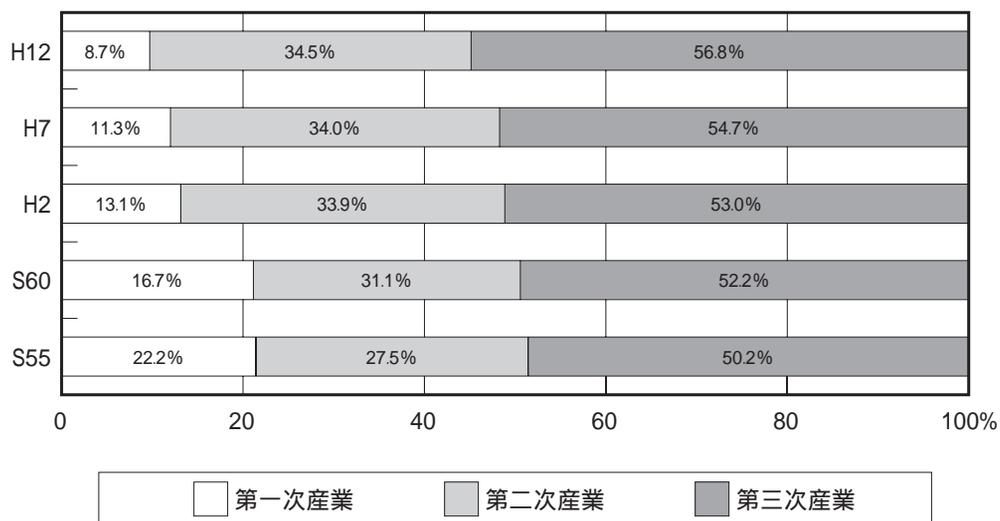
年齢区分別人口の推移



(国勢調査)

就業者人口は、平成12年は第1次産業就業者が8.7%で、第2次産業就業者が34.5%、第3次産業就業者が56.8%となっており、第1次産業就業者が減少し、代わって第2次・第3次産業就業者の増加傾向がうかがえます。

産業別就業人口の推移



(国勢調査)

新市建設の基本方針

1 新市の基本方針

新発田市、紫雲寺町、加治川村が合併して生まれる新しい新発田市は、県北地方の中核都市として中心的な役割を担い、市民に大きな負担を強いることなく、10万人以上の都市規模と山から海までの自然体系、生態系の中で、豊かな市民生活の実現と地域の均衡ある発展のため、次の3つを新市の基本方針に掲げ、合併後の都市づくりをめざします。

(1) 県北の拠点都市としての魅力ある都市づくりをめざす

合併の実現により、県北の拠点都市となる新市に必要な、自立性の強化や広域的役割の強化など、拠点都市としてふさわしい魅力あるまちづくりをめざすとともに、隣接市町村との広域連携に配慮したまちづくりをめざします。

(2) 山から海までの地域の個性を生かした都市づくりをめざす

山から海までの豊かで多彩な自然資源、産業資源、歴史文化資源など、各市町村の個性を活かしつつ、それらの適正な連携と役割の発揮により、地域全体の魅力を最大限に発揮できるようなまちづくりをめざします。

(3) 住民参画による活力ある都市づくりをめざす

今後のまちづくりにおいては、これまで以上に、まちの主役である住民自らが豊かさを実感できるようなまちづくりを推進するには、住民活動が活発に行われるような生き生きとした環境づくりが重要です。

このため、住民参加のまちづくりを重視した取り組みをめざすとともに、交流、イベントなどのソフト面にも配慮したまちづくりをめざします。

2 都市づくりの方向性

(1) 山から海までの豊かな自然環境を守る都市づくり

新市は、磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立公園、櫛形山脈、加治川、藤塚浜海岸、田園風景など山から海まで恵まれた自然や景観を有しています。

この豊かな自然環境を市民共通の心のよりどころとし、保護保全をはかるとともに、省資源・省エネルギーや身近な環境美化の意識啓発を推進し、環境に

配慮した資源循環型社会の形成をめざします。

また、自然と快適な生活環境との共生をはかり、住民が住みやすさを実感できる調和のとれたまちづくりをめざします。

(2) 安全で快適な暮らしを支える都市づくり

新市は、県北地方で初めて10万人を超える都市となるため、より一層県北の中核都市として魅力あるまちづくりを推進します。

具体的には、新市の一体的な結びつきの強化と広域交通の利便性の向上を図るため、広域的・総合的な道路網の改良整備、下水道事業や都市公園整備等の居住環境の整備、今後ますます進展する高度情報化に対応するため地域情報化施策を進め住民生活や産業活動のニーズに対応した情報ネットワーク基盤の整備などを行います。

また、防災対策を強化し、災害に強いまちづくりを推進します。

(3) 多様な地域資源を活かした活力のある都市づくり

新市には、肥沃な水田が広がり、稲作を中心とした多様な農業が展開されています。現代の消費者の「食」をめぐる安全性や品質管理に対する高い関心に応えるため、安全な食料を提供する「食料供給地」として農業の振興を一層推進するとともに、「農」と「食」を起爆剤とした地域産業の活性化を図ります。

また、新市には新発田城、酒蔵、藤塚浜海水浴場、紫雲寺公園や加治川などの史跡、施設が数多く存在し、月岡温泉などの宿泊施設も充実していることから一体的な観光ルートの構築と諸産業との連携を強化します。

(4) 歴史・文化の保存・継承と豊かなこころを育む都市づくり

新発田城を起点とする旧会津街道沿いの新発田城表門、旧二ノ丸隅櫓、旧新発田藩足軽長屋や、新市内各所に点在する多くの歴史的遺産・地域文化財を整備・保存するとともに、各史跡を点から線、線から面に広げるネットワークの強化・整備を図ります。

また、児童・生徒に心安らぐ魅力的な教育環境を提供するため、施設・設備の整備を年次的に実施するとともに、合併を契機に学校区の見直しを含めて検討し、児童・生徒の利便性の向上を図ります。

(5) 人々が安心して暮らせる市民福祉の都市づくり

新市の人口は、近い将来には減少に転じ、しかも少子高齢化の進行に伴い年少人口及び生産人口が減少する一方で、高齢者人口の増加が予想されます。

このような情勢の中で、保健・医療・福祉を一体的に捉え、誰もが健康でい

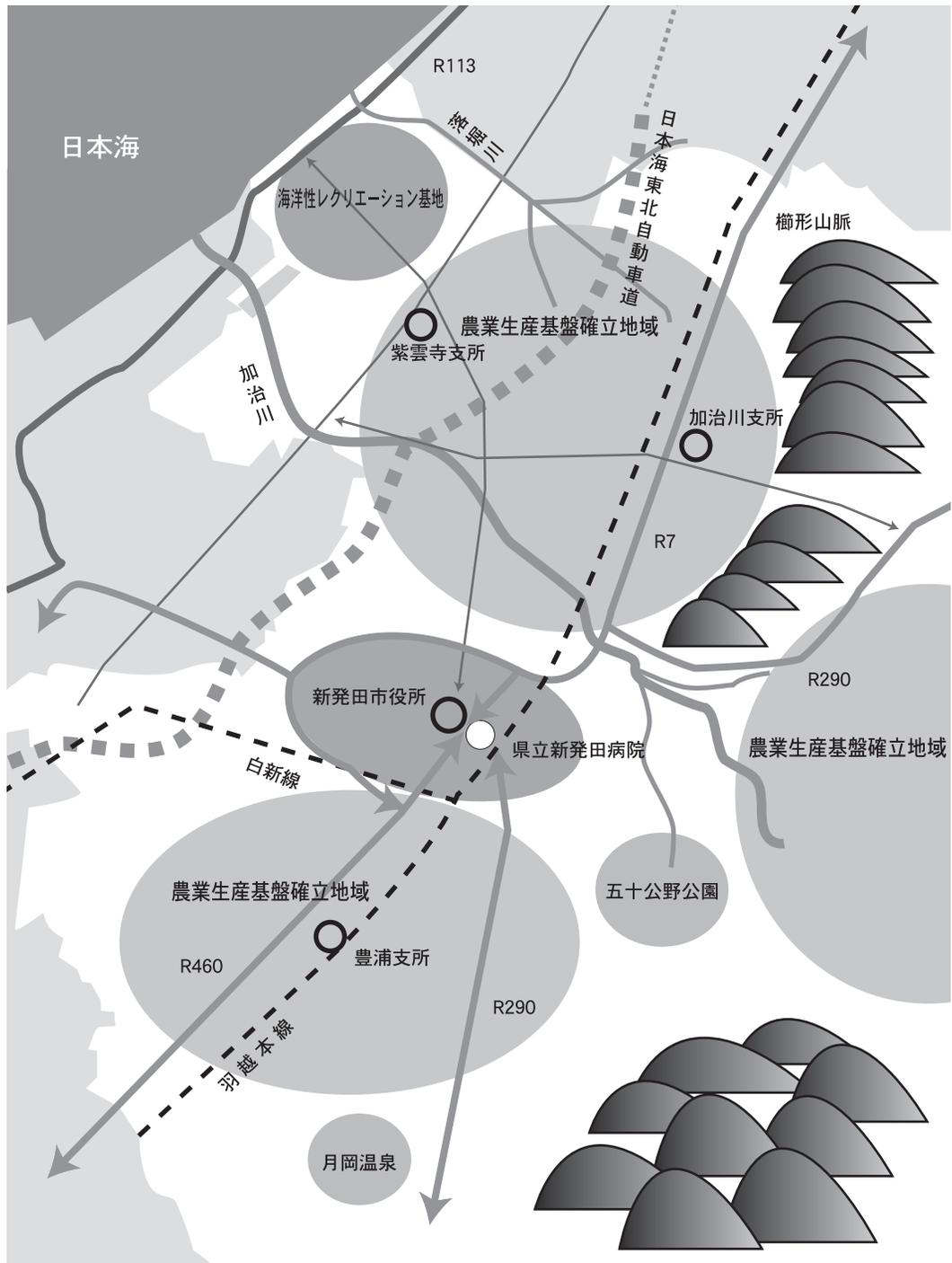
きいきと暮らせるまちづくりを推進します。なお、平成19年に開院する県立新発田病院への通院、救急搬入の利便性を確保するための道路整備等を推進します。

また、市民の生命・財産を守り、安心して快適な生活を送るため、防犯や交通安全、そして防災・医療体制の充実を推進します。

(6) 共創と連携を深める都市^{まち}づくり

今後ますます多様化・高度化する住民ニーズに対応し、住民が豊かさを実感できる住みよいまちづくりを行うため、住民が主役として行政活動に参画できるように情報公開や説明責任などの行財政システムを構築し、住民と行政の「共創のまちづくり」を推進します。

また、地域の個性が発揮され、全ての住民がはつらつと活躍できるまちづくりを推進するため、地域に根ざした住民の自主的なコミュニティ活動や住民交流活動を促進します。一方で、県北の中核都市として、自主性や広域的な役割を強化し、周辺市町村との連携に配慮したまちづくりをめざします。



3 紫雲寺地域及び加治川地域の役割

(1) 紫雲寺地域の役割

紫雲寺地域は、新市の北西部に位置し、かつて紫雲寺潟の干拓に命をかけ、また日本海の荒波と戦ってきた旺盛な開拓者精神によって守り育てた、農業と漁業を産業の主体としてきました。

今後も干拓地に広がる優良農地や、日本海あるいは河川を活かした農・水産業の一層の発展が見込まれるとともに、日本海の美しい夕日と四季折々の自然あふれる、恵まれた環境を活かしたレクリエーション地帯としての発展も期待されます。

したがって、紫雲寺地域の役割は、自然や風土と密接に関連して発展してきた食料供給地としての機能や、海洋性レクリエーション基地を中核とした観光・リフレッシュ機能を活かしたまちづくりが期待されています。

(2) 加治川地域の役割

加治川地域は、新市の北部に位置し、紫雲寺地域と同様に紫雲寺潟の干拓によってできた平場の田園地帯として発展してきた農業を産業の主体としてきました。一方では、櫛形山脈の大峰山や加治川の桜に代表される豊かな自然環境に恵まれた地域でもあります。

これからも、豊かな農業地帯として米作物を基幹とした食料供給地としての役割が期待されています。

また、櫛形山脈をはじめとする美しい自然環境を活用し、気軽に自然とのふれあいを楽しめる地域としての役割も期待されています。

4 地域別の整備方針

地域別の土地利用は、地域の社会的、経済的、自然条件、特性等の条件に配慮しながら、生活環境の確保と均衡ある発展を図ることを基本とします。

(1) 加治川以西地区「自然を大切に、思いやりのある緑豊かな田園集落地区」

加治川以西地区は、主要地方道新潟新発田村上線と県道次第浜新発田線が交差する地域で、その沿線には集落が形成されているとともに、周辺は水田や畑地など農地と公園や松林が広がっています。

したがって、加治川以西地区を「自然を大切に、思いやりのある緑豊かな田園集落地区」と位置付け、花や緑豊かな松林そして加治川の自然環境を大切に

し、利便性を高め、住む人々が生き生きと暮らせる住みよい田園居住の地区の形成をめざします。

(2) 紫雲寺地区 「紫雲寺地域の中心地区として施設の集積により利便性の向上とゆとりと豊かさが実感できる地区」

紫雲寺地区は、主要地方道新潟新発田村上線と主要地方道新発田紫雲寺線が交差する交通の要所で、その周辺には紫雲寺中学校や中央公民館などの公共施設が集積するとともに、新潟新発田村上線沿線には主に住居と商店が、新発田紫雲寺線沿線には主に業務系企業が立地し、紫雲寺地域の中心部としての役割を担っています。また、この地区の北側は畑と松林が、南側は水田が広がっています。

これらから、紫雲寺地区の将来像を「紫雲寺地域の中心地区として施設の集積により利便性の向上とゆとりと豊かさが実感できる地区」と位置付け、住居地、業務地そして松林や農地の自然環境が調和した、景観豊かな中心地区としての発展をめざします。

(3) 藤塚浜地区 「川と海、松林と公園に囲まれた快適な居住環境地区」

新市において、唯一、海に接する地区であり、落堀川河口左岸側に新たに整備中の松塚漁港は、平成18年の一部供用開始を目指しており、また平成14年に建設された風力発電施設は、地域のシンボルともなっています。

海岸線沿いに国道113号、南北方向に主要地方道新発田紫雲寺線が通り、地区の中央部が市街化区域に指定され、それを取り囲むように海岸線及び西側に広域公園県立紫雲寺記念公園が、東側にゴルフ場や松林があります。

よって、藤塚浜地区の将来像を「川と海、松林と公園に囲まれた快適な居住環境地区」と位置付け、このような恵まれた自然環境を保全、活用した快適で安全な居住環境を創出し、また海洋性レクリエーション基地を「いやし、いやされるふるさと」の拠点としての整備をめざします。

(4) 大島地区 「のどかで豊かな住みよい農村地区」

大島地区は地区の北西を主要地方道新発田紫雲寺線が通過し、地区を南北に分けるように日本海東北自動車道が整備されています。また、地区のほとんどが水田として利用され、北側には昔からの集落が形成されています。

このことから、大島地区の将来像を「のどかで住みよい農村地区」と位置付け、生活基盤としての農地を積極的に保全し、隣接する中川地区の土地利用と整合性を図り、ゆとりある集落地の維持を図ります。

(5) 加治川地区「豊かな農地と住民サービス機能が集積する地区」

加治川地区は、国道7号線付近に加治川中学校や社会教育施設などの住民サービス機能が集積しており、今後も加治川地域の中心地域としての役割が期待されています。また、豊かな水田地域を有しており、食料供給地としての発展も期待されています。

このことから、加治川地区の将来像を「豊かな農地と住民サービス機能が集積する地区」と位置付け、農地を積極的に保全しながら住民サービス機能の充実を図ります。

また、JR加治駅を中心とする住宅地域などを共有する加治地区との土地利用の整合性を図りながら、居住地としての機能の維持を図ります。

(6) 中川地区「自然環境豊かなうるおいのある農村地区」

中川地区は、地区のほぼ中心部を主要地方道新発田紫雲寺線が通過し、新発田市の中心部と紫雲寺地域を結ぶ路線となっているほか、地区内には日本海東北自動車道の高速バスストップが整備されており、近隣の地域を結ぶ重要なポイントとなっています。

また、地区のほとんどが水田地帯であり、昔からの集落が形成されていることから、加治川の堤に代表される豊かな自然環境を活かした、うるおいのある農村地区としての役割が期待されています。

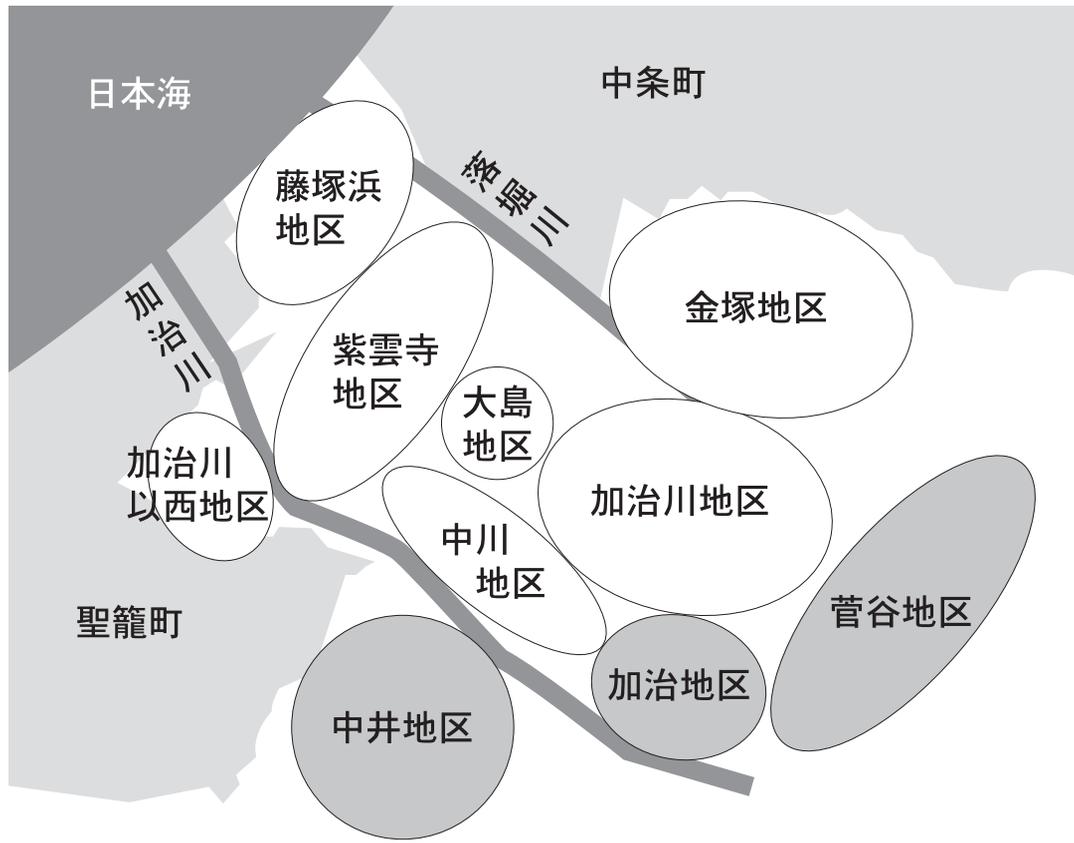
このことから、中川地区の将来像を「自然環境豊かなうるおいのある農村地区」と位置付け、優良な農地と自然を積極的に保全しながら住みよい集落地の維持を図ります。

(7) 金塚地区「歴史と豊かな自然が調和したゆとりある居住地区」

金塚地区は、貝屋・貝塚集落や青田遺跡などの縄文時代の遺跡や、中世の山城である金山城館遺跡などの歴史的遺産と、天然記念物である大峰山の桜樹林などの自然環境を有し、これらの観光資源を活かした発展が期待されています。

また、櫛形山脈に源を発する清流に恵まれた豊かな農村地域と、JR金塚駅を中心として住宅地が形成されており、日本海東北自動車道への交通アクセスを活かした、ゆとりある居住地域としての発展が期待されています。

このことから、金塚地区の将来像を「歴史と豊かな自然が調和したゆとりある居住地区」と位置付け、豊かな自然の中で住む人が住みやすさを実感できる地区としての発展をめざします。



新市の施策

1 山から海までの豊かな自然環境を守る都市づくり^{まち}

(1) 基本方針

緑豊かな自然環境を保全し、水や緑を大切にしながら、快適に暮らすことができる空間を創造し、暮らしと環境との調和や自然とのふれあいをおして、こころ癒されるまちづくりを推進します。

また、この山から海までの恵まれた自然環境を、責任をもって後世に引き継いでいく必要があることから、歴史的景観や美しい自然景観と調和のとれたまちづくりを進めるとともに、安らぎと潤いのある住みよい環境づくりに努めます。

(2) 施策の方針

① 自然環境の保全と景観整備

緑と自然景観の維持・保存に努め、緑豊かな地域環境の形成を推進するとともに、美しい景観形成に対する住民の意識の高揚と醸成を図る必要があります。

そのために、森林の公益的機能の維持を図り、森林資源を保全するための病虫害等防除事業を推進するとともに、資源循環型社会システムの構築を図り、環境にやさしいまちづくりを推進します。

② 山から海までの自然環境との共生

山と海との結びつきを深め、潤いと安らぎに満ちた住みよい生活空間の整備を促進するため、地域の誇りでありシンボルとしても親しまれている加治川桜堤に、遊歩道、自転車道、観桜公園などを整備します。

一方、海洋スポーツやレクリエーション活動を楽しむ住民が年々増加し、ニーズも多様化・高度化していることから、海洋性レクリエーション基地の基幹的施設として、フィッシャリーナを整備します。

また、派川加治川や阿房堀についても、水に親しむせせらぎ水路、四季折々の花が楽しめる憩いの場を整備し、住民の交流や健康の維持・増進を図ります。

この山から海までの恵まれた自然環境を将来にわたり保全するため、省資源、省エネルギーなどを進め、環境に調和した都市をめざします。

(3) 具体的施策

施策名	事業の概要
山から海までの豊かな自然環境を守る都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・森林病虫害等防除事業 保全松林健全化整備事業（松くい虫防除事業） ・漁港利用調整事業（フィッシャリーナ整備事業） <p>「県事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営地域用水環境整備事業（加治川2期地区）（阿房堀地区） ・長堤十里加治川の桜みち整備事業

2 安全で快適な暮らしを支える都市づくり^{まち}

(1) 基本方針

都市基盤の整備は、都市の発展や住民生活の向上の基礎となるものであり、産業、経済などの分野で大きな役割を果たします。このことから土地利用計画と統合した総合的な交通体系の確立と機能的で秩序ある交通網の整備に努めるとともに、上下水道や公園等の居住環境の整備、地域情報ネットワークの整備など、都市機能の充実した一体的な都市づくりを進め、住民の快適な暮らしをサポートします。

また、防災対策の強化を図るなど、災害に強いまちづくりを推進し、住民の安全な暮らしを守ります。

(2) 施策の方針

① 生活利便性の向上を図る交通網の整備

新市の連携強化や一体性を確保するため、新市の地域間を相互に結び、高速道路や国道などへの利便性を高める道路や新市の山から海までを一体的に結ぶ道路など、新市の発展に大きな役割を果たす幹線道路の整備を図ります。

紫雲寺地域、加治川地域を南北に縦貫し、市街地へアクセスする主要幹線道路を整備することで、新市の速やかな一体化を図るとともに、都市機能を一層充実させます。

移転改築が進められている県立新発田病院への利便性の向上と災害、緊急時の通行を確保するため、病院へアクセスする幹線道路を整備し、住民の安全な暮らしを守ります。

また、住民に最も身近な生活道路については、交通量、公共施設の配置、防災機能、交通安全対策などに配慮し、計画的に改良・舗装を推進します。

② 快適な生活空間の整備

良質な水道水の安定供給や汚水の適正処理のため、上水道整備や下水道整備、農業集落排水整備を進めます。また公園整備など住民に身近なインフラ整備を一層進め、住民の快適な生活環境の充実を図ります。

③ 災害に備えた体制整備の強化

地震や火災、水害などから住民の生命・財産を守り、住民が安心して暮らせるよう、新市が一体となった災害予防の施策を推進し、地域消防力の強化や河川・排水路等の整備を進めます。

④ 地域情報化の充実

高度情報化に伴う住民生活や産業活動のニーズに対応し、情報通信ネットワークの構築を図るなど、都市機能の一層の充実を促進します。

(3) 具体的施策

施策名	事業の概要
<p>安全で快適な暮らしを支える都市づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・街路事業 西新発田五十公野線（緑町工区）（富塚工区） ・道路事業 西新発田五十公野線（東豊工区） ・街路事業 島潟荒町線（東新工区） ・市道改良事業 ・上水道整備事業 ・公共下水道整備事業（紫雲寺地区）（加治川以西地区）（加治川地区） ・農業集落排水整備事業（住田地区） ・消防防災施設整備事業 ・情報化推進事業 <p>（3「多様な地域資源を活かした活力ある都市づくり」の再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村振興整備事業 <p>「県事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路事業 本町中田町線（新井田工区）（大手町工区） ・歩道整備事業（主要地方道新発田紫雲寺線） ・道路整備事業（主要地方道新潟新発田村上線） ・道路整備事業（県道次第浜新発田線） ・道路整備事業（県道紫雲寺菅谷線） ・広域営農団地農道整備事業（下越中部2期地区） ・県営農林漁業用揮発油税財源身代替農道整備事業（苔実・北成田地区）

施策名	事業の概要
安全で快適な暮らしを支える都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・県営一般農道整備事業（大中島地区） ・県営一般農道整備事業（見透川地区） ・県単ふるさと農道緊急整備事業（長者館地区） ・紫雲寺記念公園整備事業 ・見透川河川改修事業 ・貝屋川（金山川）河川改修事業 ・金山川河川改修事業 ・県営湛水防除事業（落堀川地区）

3 多様な地域資源を活かした活力ある都市づくり^{まち}

(1) 基本方針

新市に広がる肥沃で豊かな優良農地を保全するとともに、農業生産基盤や農村地域の環境整備に努め、安心して安全な食料の供給を図るなど、食料供給地として地域特性を活かした農業の振興をめざします。

また、新市に数多く存在する歴史的文化遺産や藤塚浜、大峰山、加治川、月岡温泉、新発田城といった豊かな観光資源を有機的に結びつけ、高速道路や幹線道路の結節点としての位置を最大限活用しながら、活力に満ちたまちづくりをめざします。

(2) 施策の方針

① 食料供給地としての基盤整備と農業の強化

生産性の高い農業を確立し、地域の活性化を図るため、ほ場整備事業を推進し、中核的農家を中心に農地の集積や連たん化を進め、効率的な農業経営を図るとともに、優良農地の確保に努めます。

また、より生産性の高い水産業の振興を図るため、漁港の整備を継続的に進め、新市の漁業経営の安定化を推進します。

農産物の生産地及び市場との流通の利便性の向上や営農の合理化を図るため、基幹農道を整備し、農村地域の活性化と都市との交流を促進します。

② 地域資源を活用した観光の振興

城下町に残る新発田城、清水園、足軽長屋などの史跡や藤塚浜海水浴場、紫雲寺公園など海の観光拠点、大峰山など山の観光拠点、そして宿泊施設の充実した月岡温泉など、新市のこれら多くの観光資源を有機的に結びつけ一体的な観光の振興を図ります。

また、日本海東北自動車道、国道7号など幹線道路網が充実した交通の結節点としての新市の位置を最大限活用し、観光と農業など諸産業とのバランスのとれた産業構造を相互に利活用しながら、活力のあるまちづくりをめざします。

(3) 具体的施策

施策名	事業の概要
多様な地域資源を活かした活力のある都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域水産物供給基盤整備事業（特定） ・農村振興総合整備事業 ・観光案内板設置事業 「県事業」 ・経営体育成基盤整備事業（坂井川右岸地区）（紫雲寺地区）（紫雲寺2期地区）（浅湯清湯地区）（復興地区）（中川地区）（加治川地区）（金塚地区） ・かんがい排水事業（胎内川沿岸地区） （2「安全で快適な暮らしを支える都市づくり」の再掲） 「県事業」 ・広域営農団地農道整備事業（下越中部2期地区） ・県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（苔実・北成田地区） ・県営一般農道整備事業（大中島地区） ・県営一般農道整備事業（見透川地区） ・県単ふるさと農道緊急整備事業（長者館地区） ・県営湛水防除事業（落堀川地区）

4 歴史・文化の保存・継承と豊かな^{まち}こころを育む都市づくり

(1) 基本方針

ゆとりの中で特色ある教育を展開し、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせるとともに、こころ豊かで活力ある子どもの育成を目標に教育環境の整備・充実に努めていきます。

また、新市各所に点在する歴史的に貴重な史跡文化財を保全し、ネットワーク化を図るとともに、この豊富な歴史・文化遺産を次代に継承し、新市の住民のこころの豊かさを育み、住民が郷土を愛し、誇りが持てるまちづくりをめざします。

(2) 施策の方針

① 教育環境の整備

児童・生徒が学ぶ学校の教育機能の向上をめざし、こころ安らぐ魅力的な教育環境を提供するため、施設・設備の整備を年次的に実施します。施設の老朽化等に応じ、校舎等の改築を行います。

また、学校施設を地域形成の場や、市民の学習意欲に応えるための生涯学習施設として効果的に活用するとともに、市民参加による充実した教育を推進し、地域に開かれた学校をめざします。

② 地域特性を活かした食農教育の推進

老朽化あるいは手狭となった各学校の給食調理場を整理統合し、新たに設備の充実した調理場を整備することで、学校給食の合理化を図るとともに、地場産品を給食に取り入れ、児童・生徒に安全で安心のできる食材を提供し、地域特性を活かした食農教育を推進します。

③ こころの教育の推進

価値観が多様化し、人とのふれあいや交流が少なく、自然に接する機会も少なくなっている青少年を取り巻く教育環境の中で、青少年が自然やスポーツなどを通じて、お互いにふれあいながら共に学び、交流を深めることのできる拠点施設を整備し、連携や交流を促進することで、青少年のこころの教育を推進します。

④ 歴史・文化のネットワークの整備

新発田城や足軽長屋や金山城館遺跡など市内各地に点在する歴史的に貴重な遺産や地域文化財を整備・保存するとともに、各史跡のネットワークを強化・整備し、新市の住民が歴史に触れ、学ぶ機会を提供します。

(3) 具体的施策

施策名	事業の概要
歴史・文化の保存・継承と豊かなこころを育む都市づくり	・七葉小学校整備事業 ・加治川地区統合小学校整備事業 ・紫雲寺中学校整備事業 ・共同調理場再編整備事業 ・青少年研修施設整備事業 ・国史跡 奥山荘城館遺跡 金山城館遺跡整備事業

5 人々が安心して暮らせる市民福祉の都市づくり^{まち}

(1) 基本方針

少子高齢化が進行する中で、保健、医療、福祉に対する新市の役割の重要性が高まっています。保健・医療・福祉の一体的な施策を展開し、誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

また、防犯や交通安全、そして防災・医療体制の充実を図ることにより、住民の生命・財産を守り、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。

(2) 施策の方針

① 保健・医療・福祉の推進

住民の健康づくりの総合的な支援体制を構築するため、保健センターを整備し、健診の促進や健康づくりの啓発を行い、さらに地域の医療機関などとも連携を強めることにより、住民の健康水準の向上をめざします。

県立新発田病院は、高度な医療技術を有する県北地域の広域基幹病院であり、JR新発田駅前地区への移転改築に併せて、救命救急センターが整備されるなど医療体制がさらに充実されます。県立病院への通院や緊急・災害時の通行を確保するため、国道7号や主要幹線道路から市街地を通過し、病院へアクセスする道路の整備を進めます。

② 安心して子育てのできる環境整備の促進

子育てに対する負担感を軽減し、より質の高いサービスを提供するため、幼保一体化保育園などの整備を進め、子育ての支援体制の整備の充実を図ります。

また、障害児と健常児の交流を促進し、ノーマライゼーションを基本とした社会の形成をめざします。

農村部の保育園やへき地保育所は、入園予測や地域の実情に基づき、施設の充実と配置の見直しを図り、効率的な施設利用と統廃合などによる計画的な整備を推進します。

③ 交通安全の推進

交通事故を防止し、住民の安全な交通を確保するため、道路の歩車道の分離、ガードレールの設置、標識の効果的な設置、危険箇所のカーブミラーの設置など交通安全施設の整備を順次進めていきます。

また、関係機関との連携を強化し、新市が一体となった防犯・交通安全体制の整備充実を図ります。

(3) 具体的施策

施策名	事業の概要
人々が安心して暮らせる市民福祉の都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター整備事業 ・加治・中倉地区統合保育園整備事業 ・西園保育園・ひまわり学園移転整備事業 ・交通安全施設整備事業 <p>(2「安全で快適な暮らしを支える都市づくり」の再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路事業 西新発田五十公野線(緑町工区) ・道路事業 西新発田五十公野線(東豊工区) ・街路事業 島潟荒町線(東新工区) <p>「県事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路事業 本町中田町線(新井田工区)(大手町工区) ・歩道整備事業(主要地方道新発田紫雲寺線)

6 共創と連携を深める都市づくり

(1) 基本方針

地域住民自らが考え、生き生きと自立した地域社会を形成するため、住民一人ひとりの学習活動を支援し、生涯学習施設などを中心とした環境整備に努め、学習機会の拡充と情報提供を積極的に行います。

また、住民の自主的なコミュニティ活動を積極的に支援するなど、住民と行政との共創によるまちづくりを推進します。

(2) 施策の方針

① 住民と行政の共創の推進

住民の個性形成とゆとり時間の善用や、生涯にわたっての学習活動を支援するため、地区公民館を改築整備し効率的な活用を図るとともに、関連施設の連携・ネットワーク化を推進し、高度で多様化する学習需要に対応した環境づくりを進めます。

また、温かい人間関係をもったコミュニティの形成を図るため、その推進役となるリーダーの育成や活動の拠点となる施設の整備充実を図り、有効かつ効率的な運営・管理に努めます。

(3) 具体的施策

施策名	事業の概要
共創と連携を深める 都市づくり	・地域交流施設整備事業 ・加治川地区公民館改築事業

7 計画推進のために

(1) 基本方針

新市建設計画の効果を最大限導くため、住民を主体として、国、県及び関係機関等との緊密な連携と協力体制の確立に努めます。

新発田市のまちづくり計画については、平成13年度から実施（基本構想：平成27年度まで、前期基本計画：平成17年度まで）されていますが、新市として一体感を育みながらまちづくりを進めるために、新市建設計画を踏まえた計画の見直しを図ります。

また、地方分権や行政改革の必要性が高まる中、住民からの提言を尊重し時代の変化に対応した効率的、機能的な行政運営をめざして、事務事業や組織機構の見直しを図ります。さらに、職員の定員管理や資質の向上のため研修等の充実に努めます。

(2) 施策の方針

① 行政運営の効率化

組織機構の見直しに当たっては、既存の組織・機構について従来のあり方にとらわれることなく、実質的に住民の福祉の向上につながる事業を、円滑に遂行できる簡素で効率的な組織機構とします。

職員の定員管理に当たっては、新規の行政需要に対しても職員の配置転換等によって対応し、定員管理の適正化を図ります。

また、行政のネットワーク化と統一的な業務を推進するため、窓口業務等のオンライン化を強化し、事務改善やOA化の推進に努めるとともに、職員研修体系の充実・強化を図ります。

② 財政運営の効率化

歳入においては、財源の確保に努めます。また、歳出においては、事務事業の見直しを積極的に進め経費の節減、合理化を図ります。投資的事業については、事業実施前に事業コストと事業成果を把握し、その優先度・緊急度により

実施時期等を決定し、支出の効果が最大となるように効率的な財政運営に努めます。

(3) 具体的施策

施策名	事業の概要
効率的・効果的な 計画推進	・ホームページ改訂事業 ・固定資産現況調査事業 ・行政評価システム構築事業 (2「安全で快適な暮らしを支える都市づくり」の再掲) ・情報化推進事業

新市における県事業の推進

1 県事業の推進

合併後の地域の一体感を高めるため、新市の建設計画に掲げられた県事業の重点的な整備促進を要望していくとともに、新市が県北の中核都市としての役割を果たすための事業推進に向けて関係機関と協議を行っていきます。

2 新市における県事業（再掲）

施策名	事業の概要
山から海までの豊かな自然環境を守る都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・県営地域用水環境整備事業（加治川2期地区）（阿房堀地区） ・長堤十里加治川の桜みち整備事業
安全で快適な暮らしを支える都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・紫雲寺記念公園整備事業 ・街路事業 本町中田町線（新井田工区）（大手町工区） ・歩道整備事業（主要地方道新発田紫雲寺線） ・道路整備事業（主要地方道新潟新発田村上線） ・道路整備事業（県道次第浜新発田線） ・道路整備事業（県道紫雲寺菅谷線） ・広域営農団地農道整備事業（下越中部2期地区） ・県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（苔実・北成田地区） ・県営一般農道整備事業（大中島地区） ・県営一般農道整備事業（見透川地区） ・県単ふるさと農道緊急整備事業（長者館地区） ・県営湛水防除事業（落堀川地区） ・見透川河川改修事業 ・貝屋川（金山川）河川改修事業 ・金山川河川改修事業
多様な地域資源を活かした活力ある都市づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・経営体育成基盤整備事業（坂井川右岸地区）（紫雲寺地区）（紫雲寺2期地区）（浅潟清潟地区）（復興地区）（中川地区）（加治川地区）（金塚地区） ・かんがい排水事業（胎内川沿岸地区）

公共施設の適正配置と整備

公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を配慮しながら、逐次検討・整備を進めていくことを基本とします。

なお、旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理システムのネットワーク化、庁舎改修等により、必要な機能の整備を図ります。

学校、幼稚園、保育園等については、将来人口や地域特性を考慮して今後のあり方を検討します。

財政計画

歳入

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
地 方 税	10,510	10,330	10,399	10,487	10,258	10,395	10,539
地 方 譲 与 税	645	645	645	645	645	645	645
各 種 交 付 金	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668
地 方 交 付 税	9,013	9,182	9,279	9,413	9,912	10,235	10,508
分 担 金 及 び 負 担 金	189	186	186	187	186	186	186
使 用 料 及 び 手 数 料	991	987	984	984	984	984	984
国 庫 支 出 金	3,537	3,504	4,001	3,730	3,275	3,444	3,234
県 支 出 金	1,777	1,816	1,740	1,745	1,777	1,584	1,573
財 産 収 入	74	74	74	74	74	74	74
繰 入 金	462	414	434	394	397	417	418
諸 収 入	3,072	3,558	3,853	1,541	1,625	1,634	1,671
地 方 債	9,852	10,363	9,127	9,026	6,380	5,268	4,771
(うち合併特例債)	(3,880)	(3,169)	(1,294)	(1,134)	(818)	(444)	(124)
(うち合併特例債)	(1,247)	(2,693)	(3,763)	(3,360)	(1,663)	(721)	(291)
歳 入 合 計	41,790	42,727	42,390	39,894	37,181	36,534	36,271

うち合併特例債 ...新発田・豊浦の合併に係る合併特例債

うち合併特例債 ...新発田・紫雲寺・加治川の合併に係る合併特例債

歳出

区 分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
人 件 費	7,352	7,343	7,394	7,423	7,509	7,023	6,805
扶 助 費	2,763	2,762	2,766	2,767	2,767	2,767	2,767
公 債 費	4,221	4,319	4,719	5,187	5,819	6,096	6,511
物 件 費	5,016	5,001	4,680	4,529	4,525	4,527	4,527
維 持 補 修 費	641	641	641	641	641	641	641
補 助 費 等	4,660	4,628	4,618	4,608	4,608	4,608	4,608
繰 出 金	2,868	2,983	3,064	3,180	3,260	3,321	3,351
積 立 金	101	524	101	101	101	101	101
投 資 及 び 出 資 金	83	83	83	83	83	83	83
貸 付 金	2,790	3,224	3,408	1,167	1,167	1,167	1,167
普 通 建 設 事 業 費	11,295	11,219	10,916	10,208	6,701	6,200	5,710
(うち合併特例事業)	(5,946)	(4,851)	(1,835)	(1,483)	(955)	(622)	(239)
(うち合併特例事業)	(1,409)	(3,751)	(5,550)	(4,512)	(2,307)	(1,111)	(457)
歳 出 合 計	41,790	42,727	42,390	39,894	37,181	36,534	36,271

うち合併特例事業 ...新発田・豊浦の合併に係る合併特例事業

うち合併特例事業 ...新発田・紫雲寺・加治川の合併に係る合併特例事業

単位：百万円

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	合計
10,310	10,451	10,599	10,365	10,509	10,661	10,422	10,570	10,625	167,430
645	645	645	645	645	645	645	645	645	10,320
1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	1,668	26,688
10,971	11,019	10,885	10,891	10,613	10,145	9,964	9,805	9,616	161,451
187	186	186	186	187	186	186	186	186	2,982
984	984	984	984	984	984	984	984	984	15,754
3,005	2,974	2,919	2,910	2,818	2,788	2,886	2,838	2,863	50,726
1,453	1,475	1,484	1,477	1,522	1,470	1,470	1,495	1,475	25,333
74	74	74	74	74	74	74	74	74	1,184
719	618	419	518	519	418	718	718	818	8,401
1,633	1,631	1,632	1,631	1,621	1,627	1,627	1,627	1,627	31,610
4,912	4,742	4,582	4,561	4,396	4,300	4,314	4,332	4,353	95,279
(38)	(24)	0	0	0	0	0	0	0	(10,925)
(256)	(168)	(159)	0	0	0	0	0	0	(14,321)
36,561	36,467	36,077	35,910	35,556	34,966	34,958	34,942	34,934	597,158

単位：百万円

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	合計
7,256	6,924	6,172	6,431	6,123	5,860	5,817	5,808	5,808	107,048
2,767	2,768	2,768	2,768	2,768	2,768	2,768	2,768	2,768	44,270
6,889	7,112	7,318	6,930	6,828	6,428	6,449	6,447	6,443	97,716
4,528	4,527	4,526	4,534	4,539	4,535	4,539	4,546	4,546	73,625
641	641	641	641	641	641	641	641	641	10,256
4,608	4,608	4,608	4,608	4,608	4,608	4,608	4,608	4,608	73,810
3,428	3,505	3,633	3,760	3,875	3,992	4,014	4,034	4,036	56,304
101	101	101	101	101	102	101	101	101	2,040
83	83	83	83	83	83	83	83	83	1,328
1,167	1,167	1,167	1,167	1,167	1,167	1,167	1,167	1,167	24,593
5,093	5,031	5,060	4,887	4,823	4,782	4,771	4,739	4,733	106,168
(101)	(47)	0	0	0	0	0	0	0	(16,079)
(335)	(177)	(167)	0	0	0	0	0	0	(19,876)
36,561	36,467	36,077	35,910	35,556	34,966	34,958	34,942	34,934	597,158

資料編.....計画の主要指標

1 人口

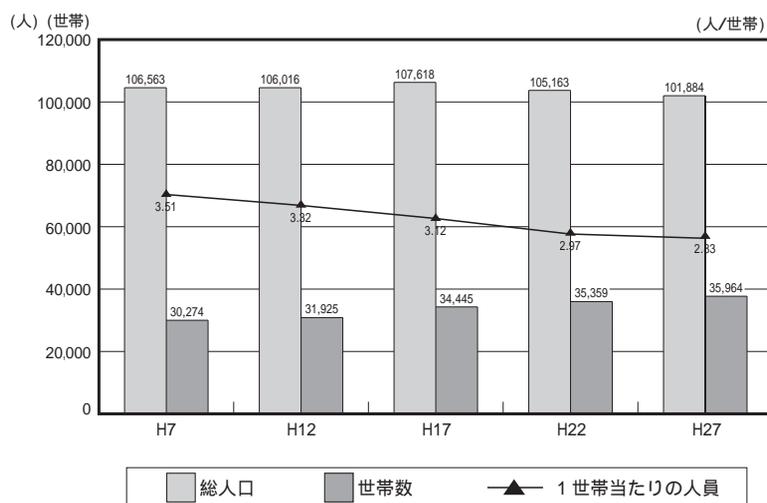
(1) 総人口と世帯

新市の人口は、少子・高齢化社会の到来により、短期的には増加するものの、中・長期的には減少に転じるものと予測されます。

しかし、良好な居住空間の創造や道路交通網の整備などの都市基盤整備・生活基盤の整備、新たな住宅地の供給、地域特性を活かした教育環境整備、産業支援による雇用機会の創出など、さまざまな政策の展開により、平成27年には約101,800人余りとなることが想定されます。

新市の世帯数は、核家族化や一人暮らし高齢者世帯が増加し、平成27年においては平成12年よりも4,000世帯余り増加することが想定されます。

総人口、総世帯、1世帯当たりの人員の推計



平成17年は、国勢調査、住民基本台帳、(財)統計情報研究開発センターの推計を参考とした市総合計画の推計値等を基にした数値

平成22年以降は、平成17年の推計値を基本に、平成7年及び平成12年の国勢調査人口を基にコーホート変化率法で推計した数値

将来推計人口は、平成17年は各市町村の総合計画掲載の推計値を合算して算出し(豊浦町分を除く)、平成22年以降は平成17年数値にコーホート変化率法で算出した人口の増減率を平成17年推計人口及び平成22年推計人口にそれぞれ乗じて算出した。

参考：

平成7年及び平成12年国勢調査人口を基にコーホート変化率法で推計した場合

(人、%)									
	平成7年	平成12年	伸率	平成17年	伸率	平成22年	伸率	平成27年	伸率
新市	106,563	106,016	99.5	104,501	98.6	102,118	97.7	98,937	96.9

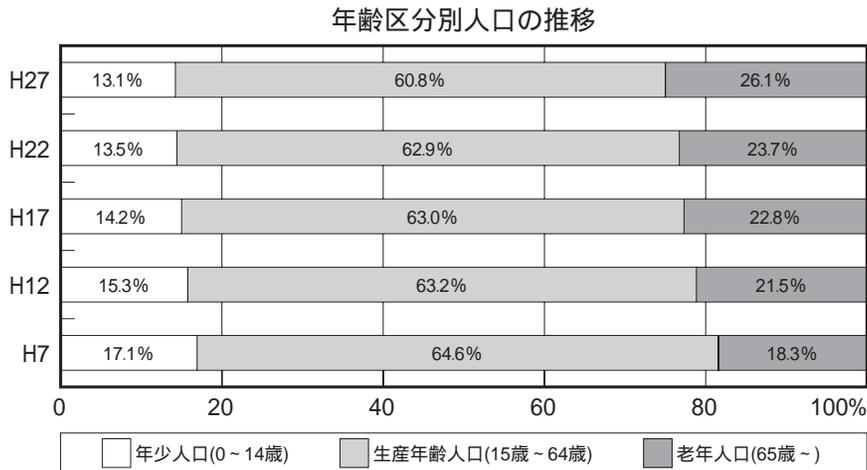
平成7年及び平成12年の国勢調査人口を基にコーホート変化率法で推計すると上表のとおり、平成27年には98,900人余りとなると予測される。

(2) 年齢別人口

新市の年齢別人口は、高齢化率が増加傾向にあり、逆に年少人口は減少する傾向にあります。生産年齢人口も少しずつ減少していくことが予想されます。

平成27年には年少人口が13.1%、生産年齢人口が60.8%に対し、老年人口は26.1%に上るものと想定されます。

年齢別人口推計は、平成17年は基本的に総合計画の数値を合算し算出し、平成22年以降はコーホート変化率法で算出した年齢別人口の増減率を乗じて算出した。



平成17年は、国勢調査、住民基本台帳、(財)統計情報研究センターの推計を参考とした市総合計画等登載の推計値

平成22年以降は、平成17年の推計値を基本に、平成7年及び12年の国勢調査人口を基にコーホート変化率法で推計した数値

コーホート変化率法推計値に総合計画推計値を勘案した場合

(人、%)									
区分	平成7年	平成12年	伸率	平成17年	伸率	平成22年	伸率	平成27年	伸率
0~14歳	18,225	16,269	89.3	15,316	94.1	14,172	92.5	13,360	94.3
15~64歳	68,811	66,990	97.4	67,809	101.2	66,111	97.5	61,913	93.7
65歳以上	19,527	22,757	116.5	24,493	107.6	24,880	101.6	26,611	107.0
合計	106,563	106,016	99.5	107,618	101.5	105,163	97.7	101,884	96.9

参考：

平成7年及び平成12年国勢調査人口を基にコーホート変化率法で推計した場合

(人、%)

区分	平成7年	平成12年	伸率	平成17年	伸率	平成22年	伸率	平成27年	伸率
0～14歳	18,225	16,269	89.3	14,631	89.9	13,539	92.5	12,764	94.3
15～64歳	68,811	66,990	97.4	65,415	97.6	63,736	97.4	59,601	93.5
65歳以上	19,527	22,757	116.5	24,455	107.5	24,843	101.6	26,572	107.0
合計	106,563	106,016	99.5	104,501	98.6	102,118	97.7	98,937	96.9

(世帯、%)

	平成7年	平成12年	伸率	平成17年	伸率	平成22年	伸率	平成27年	伸率
新市	30,274	31,925	105.5	34,445	107.9	35,359	102.7	35,964	101.7

総人口を世帯当たり人員数推計で除して算出

(人、%)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平均伸率
新発田市	3.81	3.70	3.55	3.31	3.13	2.98	2.83	2.69	95.2
豊浦町	4.40	4.23	4.07	3.85	3.62	3.44	3.27	3.11	95.2
紫雲寺町	4.45	4.40	4.35	4.20	4.03	3.93	3.83	3.73	97.6
加治川村	4.76	4.72	4.61	4.39	4.13	3.98	3.84	3.70	96.5
合計	3.98	3.90	3.76	3.51	3.32	3.12	2.97	2.83	95.6

昭和55年から平成12年までの国勢調査数値の平均伸率で算出

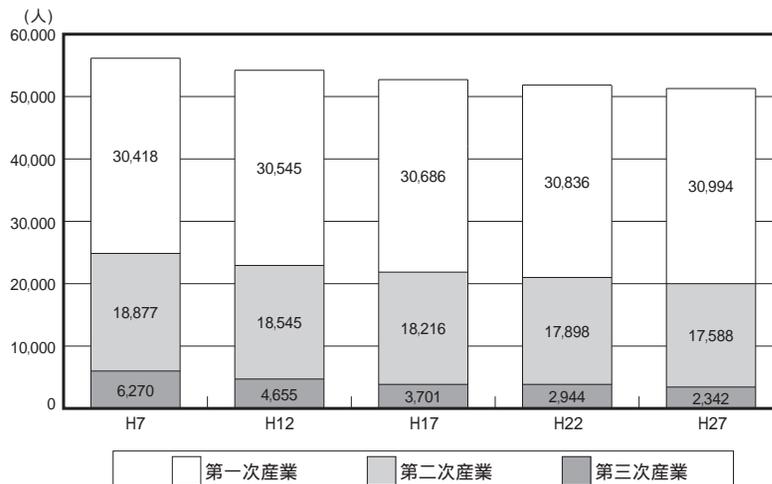
(3) 就業人口

新市の産業別人口は、近年の産業構造の変革により、第1次産業が減少し、第2次産業及び第3次産業に比重が移っていくものと考えられます。

少子高齢化の影響により、生産年齢人口が減少し、全体の就業人口も次第に減少するものと想定されます。

就業推計人口は過去25年間の国勢調査数値の平均増減率を平成12年国勢調査数値に乗じて算出した。

就業別人口の推計



昭和50年から平成12年までの国勢調査数値の平均伸率で算出

2 土地利用等

(1) 土地利用

新市の行政区域面積は532.82km²で、区域の一部は新潟都市計画区域に指定されています。市街化区域は1,476.2ha、市街化調整区域は9,192.8haです。

今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮し、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用の調和を図りながら、長期的展望に基づき適正かつ合理的な土地利用に努めるものとします。これらの方針を実現するため、都市計画法及び土地利用関係法の適切な運用により、適正な土地利用の確保を図ります。

新市の土地利用は、市街地規模及び現況土地利用をふまえて、将来市街地の発展方向と拡大規模を考慮した中で、円滑な都市活動（社会、経済、生活など）の実現と良好な都市環境の形成をめざして、6つの土地利用ゾーンにおいて基本的な考え方を示します。今後は、各ゾーンの果たす役割と機能のバランスを考慮した土地利用の形成と誘導に努めます。

市街地の範囲は、国道7号及びJR白新線に囲まれた範囲内を基本とします。また、中長期的な市街化の方向としては、佐々木、五十公野方面及び西新発田駅南、荒町、稻荷岡方面が考えられますが、立地条件や都市基盤整備の優先度などを勘案して、既に宅地化や駅周辺整備、幹線道路、下水道整備事業が進行している区域の計画的な市街地整備を進めます。

① 都市中核ゾーン

新発田駅から市庁舎周辺までの地域は、新市の都市機能がもっとも集積した地域です。

今後も、新市及び周辺町村の中心地として果たすべき役割は大きく、高度かつ多様な土地利用への誘導が求められます。

本地域は、より高度な都市機能（商業・業務・文化、行政機能など）が備わった都市中核ゾーンとして位置づけます。

② 歴史的居住ゾーン

新発田城や社寺群などの歴史文化資源や市街地内の河川・水路網などの歴史・文化的な要素が数多く存在しているほ

関連計画

- ・各市町村総合計画
- ・市農村マスタープラン
- ・市都市マスタープラン
- ・町都市マスタープラン
- ・市中心市街地活性化基本計画

市都市マスタープラン10頁～12頁

市都市マスタープラン登載の都市構造に紫雲寺地域、加治川地域、豊浦地域を追加する形で考察を試みた。

新発田地域の土地利用ゾーンについては、市都市マスタープラン10～13頁から抜粋した。

か、建物の意匠や街並みも旧城下町の雰囲気の色濃く残している地域です。また、加治川・五十公野山などの自然資源は、新市の個性と特色を活かしたまちづくりに向け、歴史的及び自然的資源の保全を図るとともに、これと調和した美しい街並みの形成が求められています。

これらの地域は、歴史的街並みに調和した都市基盤整備や景観・修景整備などにより居住環境の個性や魅力を向上しながら、「城下町しばた」の雰囲気を残しつつ、自然環境に恵まれた住宅地を形成する歴史的居住ゾーンとして位置づけます。

③ 緑住ゾーン

旧市街地（都市中核・歴史的居住ゾーン）の周辺部にあたる地域は、現在の都市形成過程のなかで比較的新しく形成された市街地です。これらは、主として区画整理などによる面的かつ計画的な基盤整備により宅地供給や公共施設整備が行われている地域です。

本地域は、周辺町村を含めた宅地供給の場として、今後も新たな住宅供給の受け皿的な役割を担うところが大きく、今後も市街地規模の拡大に応じた住宅地などの供給促進が求められています。

また旧市街地の周辺部のほかにも藤塚浜地区や金塚地区は、新たな宅地開発が進められ、市街地における居住機能の補完的な役割を担う地区として期待されています。

本地域は、生活の中に緑やうるおいを享受できる、利便性と快適性及び安全性を備えた良好な居住環境の形成をめざす緑住ゾーンとして位置づけます。

④ 産業創造ゾーン

佐々木地区（西部工業団地）や新栄町周辺及び南外郭地区、荒町地区工業団地、藤塚浜工業団地、金塚工業団地などでは、今後その立地特性を生かした土地利用の高度化と多様化をめざした産業創造ゾーンとして位置づけます。

⑤ 健康レクリエーションゾーン

自然景観と資源に恵まれた五十公野公園や滝谷森林公園、

また紫雲寺地域については、町都市マスタープランを参考とし、また加治川地域については村農村振興基本計画を参考として新発田地域の6ゾーンに当てはめた。

但し、紫雲寺地域、加治川地域、豊浦地域を含めると、6区分に当てはめ難い地区があり、観光ゾーンや居住ゾーンとして示した。

赤谷線サイクリングロード、真木山中央公園、月岡カリオンパーク、紫雲寺記念公園、藤塚浜、大峰山、大天城公園周辺は、広域的なスポーツレクリエーションの場として利用されています。

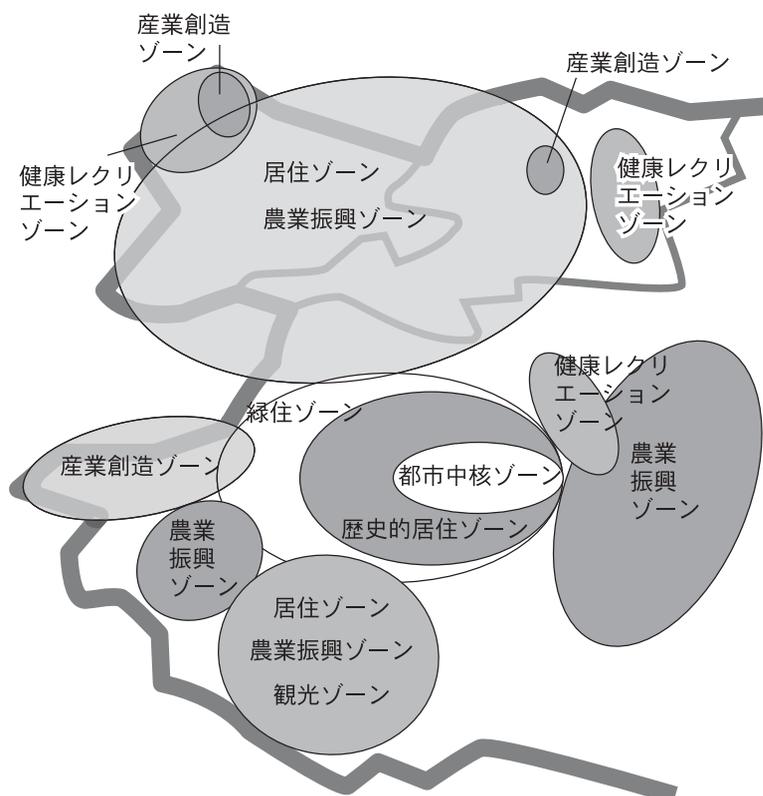
本地域は、今後さらに藤塚浜地区の海洋性レクリエーションゾーン、温泉、五十公野総合スポーツゾーン、ゴルフ場などを活用した健康づくりの拠点としての機能拡充を図り、快適性を享受できる生活空間の形成をめざす健康レクリエーションゾーンとして位置づけます。

⑥ 農業振興ゾーン

市街化調整区域の主な土地利用は、新市の主要産業の1つである農業生産の場です。食料供給産業の基盤として、農地の集団化による農業生産基盤の整備や収益性の高い農業の確立を求められる中で、これらの機能の永続的な維持管理に努めた農業振興ゾーンとして位置づけます。

本地域においては、引き続き優良農地などの農業生産基盤の保全と高度利用化を推進していくとともに、点在する集落の生活環境整備に努めます。

土地利用ゾーン





市町村の合併パターン

1 市町村合併パターン提示の目的

市町村合併は、地域の主体的な取組みのもとで進められるべきですが、市町村合併の議論をスタートさせる、又は深めるためには、市町村合併の組合せを具体的に想定しながら検証を行うことが必要です。

県では、地域において将来を見据えた活発な議論が行われることを期待し、市町村や住民が市町村合併を具体的に検討する際の参考・目安となる合併パターン（市町村合併の組合せ）を提示します。

2 市町村合併パターンの基本的な考え方

合併パターンの作成に当たっては、まず組合せの基本となるエリアを想定し、その中で、将来の地域課題に対応できる人口規模や、地域の拠点性を高める権限の面から、組合せを考慮しました。

(1) 組合せのエリア

ア 地方分権推進の観点から、住民の求める地域の行政課題の解決や新たなまちづくりを推進するため、住民の日常社会生活圏を重視します。

イ このため、すでに住民の日常社会生活上のつながりが認められ、広域性を備えた地域形成に実績のある広域市町村圏（ ）を基本とします。

ただし、任意合併協議会設置の動きがある地域については、その動きを考慮し複数の組合せを提示します。

広域市町村圏：総合的、一体的な行政の調整、推進を行うため、通勤、通学など住民の日常社会生活圏のつながりにより昭和44年以降に設定された圏域（参考資料P80参照）

ウ なお、圏域としての一体性が他の圏域に比べて未成熟な場合や、大規模な圏域である場合は、歴史的経緯や、市町村の共同事務処理実績などの行政的なつながりを考慮し、圏域の中で組合せを考えます。

(2) 組合せにおける人口規模

ア 今日の・将来的な地域課題に対応して、行政サービスの拡充や、行政の高度化（企画立案能力のアップ、建築技師や保健婦など専門職の増強、女性施策や環境施策など専門部局の新設など）を図るため、合併後に人口規模 3 万人以上となることを組合せの基本とします。

イ 人口規模 3 万人以上が確保できない場合でも、保健福祉、学校教育といった基幹的サービスを適切・効率的に提供するために必要な、人口規模 1 万人程度を少なくとも確保します。

(参考)「市町村の合併の推進についての指針」(H11.8 自治省)の参考となった「市町村合併研究会報告書」(H11.5)中「4 合併後の人口規模に着目した市町村合併の類型」より

- ・環境施策一般部門の専任組織（課相当）の設置：3 万人程度
- ・教育委員会における指導主事の設置：3 万人程度
- ・中学校の設置：標準法による基準での最小13,200人で 1 校
- ・建築技師の設置：1 万人程度

(3) 合併後の権能の考慮

地域の拠点性を高めることが、周辺地域へも好影響を与え、県土の均衡ある発展につながることから、以下の都市圏については市町村合併後に権限拡大が目指せる規模を考慮します。

新潟都市圏	：	政令指定都市
長岡都市圏	：	中核市
県央都市圏	：	特例市
上越都市圏	：	特例市

< 市町村合併パターンの作成に当たっては、主に次の事項を参考としました。 >

- ア 通勤・通学、買い物、通院を中心とした住民の日常社会生活圏に関するデータ
- イ 地域の歴史的経緯、行政上の共同処理実績
- ウ 地域の特性や役割に応じた人口規模
- エ 市町村合併懇談会における有識者の意見
- オ 市町村長との面談による意見

③ 市町村合併の類型

提示する組合せの地域が、何を目的として合併するのか、また、どのような効果が期待できるのかを明らかとするため、組合せに応じ以下の類型を示すこととします。

類 型	地域の性格	合併による目標	人口規模と関連する事項
政令指定都市移行型 (人口50万人以上)	大都市と周辺地域とが合併し、将来的に政令指定都市を指向することにより、県土全体の発展の牽引役を目指す地域	<ul style="list-style-type: none"> ・経済圏の確立 ・高次都市機能の集積 ・指定都市への移行による県も含めたイメージアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定都市 (50万人以上)
中核市・特例市移行型 (人口20～30万人程度)	地域の中核である都市と周辺市町村とが合併することによって、県土の均衡ある発展に寄与し、自立性・拠点性の高い都市への発展を目指す地域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画、環境保全行政等の充実、保健所の設置 ・中核的都市機能の整備 ・県全体の発展の中核となる都市の形成 ・移行によるイメージアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市 (30万人以上) ・特例市 (20万人以上) ・一般廃棄物処理 ((効率的なサーマルリサイクルが可能な)300t/日規模の施設の目安: 20～25万人)
都市高度拡大型 (人口5～10万人程度)	圏域又はサブ圏域の核である市と周辺の市町村とが合併することにより、地域の連携を深め、行政の一層の高度化、都市イメージの向上、地域経済の活性化を図ることを目指す地域	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校の設置や一般廃棄物の処理など一定水準の質を有する行政サービスの向上 ・大規模な都市育成による県全体の均衡ある発展 ・計画的な都市化による圏域全体の発展 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域市町村圏の設定基準 (概ね10万人以上) ・高等学校の設置(10万人以上の市) ・一般廃棄物処理(焼却)(100t/日規模の施設の目安: 7～9万人) ・女性に関する施策の専任組織(課相当)の設置(10万人程度)
市制移行型 (人口3～5万人程度)	町村が合併して市に移行することで、より一層、事務権限・自立性を高め、総合的・計画的な行政運営を図ることを目指す地域	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施策の充実(福祉事務所の設置) ・計画的な都市化による圏域全体の発展 ・移行によるイメージアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・市制施行の要件(5万人(合併特例法4万人、H16.3まで3万人)) ・特別養護老人ホームが2か所、デイ・サービス7か所、ホームヘルパー70人弱 ・環境施策専任組織(課相当)の設置(3万人程度)
行財政基盤強化・効率化型 (人口1～2万人程度)	中山間地域などの場合で、小規模ではあるが、合併することによって行財政基盤の強化や行政運営の効率化を図り、高齢社会への対応や自然と共生した住みよいまちづくりを目指す地域	<ul style="list-style-type: none"> ・適切かつ効率的な基幹的サービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の設置(標準法による基準での最小: 13,200人程度で1校) ・特別養護老人ホームの整備(最小規模50床を基準(大都市、過疎地では例外的に30床): 2万人程度) ・建築技師の設置(1万人程度)

人口規模は、概ねの目安である。

「合併による目標」及び「人口規模と関連する事項」は、「市町村の合併についての指針」(H11.8.6 自治省)を参考とした。

基本パターン

広域圏	No.	パターンの構成市町村	市町村数	類型	面積(km ²)	人口(人)
岩 船	1	村上市、関川村、荒川町、神林村、朝日村、山北町、粟島浦村	1市6町村		1,484	81,873
新発田	2	新発田市、豊浦町、聖籠町、加治川村、紫雲寺町、中条町、黒川村	1市6町村		836	153,598
新 潟	3	安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹神村	4町村		193	48,459
	4	新潟市、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、味方村、月潟村、中之口村	4市6町村		565	750,575
	5	巻町、西川町、潟東村	3町村		125	48,307
五 泉	6	五泉市、村松町	1市1町		352	58,821
	7	津川町、鹿瀬町、上川村、三川村	4町村		953	15,814
三 条 ・ 燕	8	三条市、加茂市、燕市、吉田町、田上町、下田村、栄町	3市4町村		669	223,009
	9	岩室村、弥彦村、分水町、寺泊町	4町村		159	46,528
長 岡	10	三島町、与板町、和島村、出雲崎町	4町村		133	25,879
	11	長岡市、見附市、栃尾市、中之島町、越路町、山古志村、小国町	3市4町村		772	298,325
	12	小千谷市、川口町	1市1町		205	47,392
柏 崎	13	柏崎市、高柳町、刈羽村、西山町	1市3町村		467	102,925
小 出	14	堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村	6町村		947	45,387
六日町	15	湯沢町、塩沢町、六日町、大和町	4町		942	74,628
十日町	16	十日町市、川西町、津南町、中里村	1市3町村		586	69,996
	17	松代町、松之山町、安塚町、浦川原村、大島村、牧村	6町村		431	20,834
上 越	18	上越市、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、清里村、三和村、名立町	1市7町村		609	185,687
新 井 頸 南	19	新井市、妙高高原町、中郷村、妙高村、板倉町	1市4町村		556	52,493
糸魚川	20	糸魚川市、能生町、青海町	1市2町		746	53,022
佐 渡	21	両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村	1市9町村		855	72,172

その他のパターン

十日町		十日町市、川西町、津南町、中里村、松代町、松之山町	1市5町村		762	77,421
上 越		安塚町、浦川原村、大島村	3町村		193	10,417
		上越市、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、清里村、三和村、名立町、牧村	1市8町村		670	188,679

人口は平成12年国勢調査人口より



合併後の規模

平成12年国勢調査人口	153,598 人
面積	835.99 km ²

将来人口推計

年	人口	老年人口比率
H 7年 (実績)	154,233人	18.4%
H17年 (推計)	154,836	22.3
H27年 (推計)	151,264	25.0
H37年 (推計)	144,846	27.4

産業構造 (H7国勢調査)

第2・3次産業人口比	88%
------------	-----

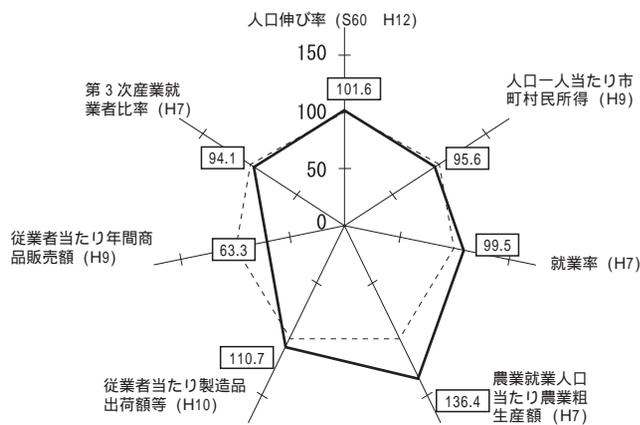
類型	都市高度拡大型	歳出計 (H11 決算における単純計)	69,299 百万円
まちづくりの方向性	<p>現在の新発田市を中心とした社会生活基盤の整備、産業の拡大。 新潟東港や日本海沿岸東北自動車道を活かした物流機能の充実、及び新潟圏域との機能分担、連携。 優良な食糧生産基地としての農業の振興、圏域の主要業種である電気機械等の工業の活性化、企業誘致による新たな産業の創出。 城下町等に残る特色ある地域文化の継承や青少年の文化活動、国際交流の活性化。</p>		
地域の一体性	<p>通勤・通学、通院、買い物等、住民の日常社会生活圏は、新発田市を中心に形成されている。なお、中条町と黒川村はサブ圏域を形成している。 行政的には、消防、ごみ処理（聖籠町除く）、火葬場、介護保険の認定審査等を共同処理するなど一体度が高い。</p>		
合併後の地域の役割	<p>新発田・豊浦エリア：中心都市として産業の高度化を図るとともに住民の生活の拠点として都市的機能の充実、社会生活基盤の整備を行う。なお、月岡温泉街の環境整備を進め、海岸地域、胎内地域との一体的観光ルートの構築・PRにより観光の活性化を図る。 聖籠、紫雲寺、加治川エリア：優良農地を活かし、新潟市等の近郊大消費市場に直結した食糧生産基地としての役割を担うとともに、新潟東港の国際貿易港湾としての機能を活かし、一層の工業化を図る。 中条、黒川エリア：サブ圏域として都市的機能の一端を担うとともに、商業、工業の集積・振興を行う。また、胎内地域については、林産物の供給基地、豊かな自然を活かした保養基地及び潤いのある地域としての役割を担う。</p>		
財政的效果	<p>経常経費： 人件費 2,280百万円 職員数 425人(現在1,508人 類似団体1,083人) 議員報酬 336百万円 議員数 106人(現在140人 合併後34人) 施設を効率的に配置した場合の維持管理費の減 等 政策経費：広域的観点からのバランスのとれた効果的投資による効率化 これら節減経費を行政サービスの維持・向上に振り向け、国・県の財政支援により新たなまちづくり、地域振興策の充実を図ることも可能。</p>		

課題・対応	<課題>・普及が遅れている下水道等処理施設(普及率15.9%)などの社会生活基盤の整備。 ・高齢化への対応。 <対応>・広域的な観点からの計画的な事業の精選・重点化、行政事務の効率化。 ・福祉部門に係る専門スタッフの増員、施設の拡充。			
合併後の主な財政支援	国	合併特別債	まちづくり建設事業 借入限度額	543.7 億円
			振興基金造成 借入限度額	38.0 億円
		合併市町村補助金 (3か年計)	8.7 億円	
		合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置 (5か年計)	19.5 億円	
		合併市町村に対する包括的な特別交付税措置 (3か年計)	10.4 億円	
	県	合併特別交付金	27.6 億円	
		地域づくり資金貸付 (まちづくり建設事業・基金計)	30.6 億円	
	総計	678.5 億円		

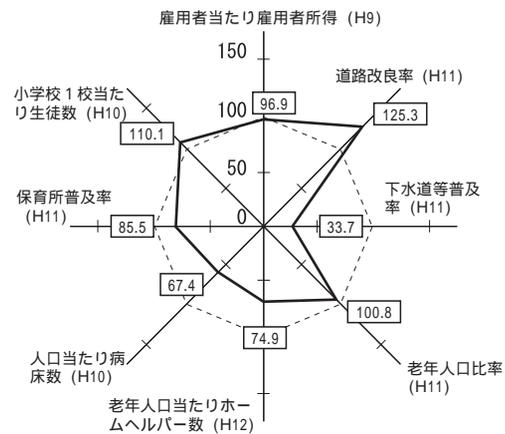
【現在の水準】

当該地域と規模、性格、まちづくりの方向性を同じくする他団体を100とした場合の比較も考えられる。便宜的に現在の県平均と比較すると次のとおりである。

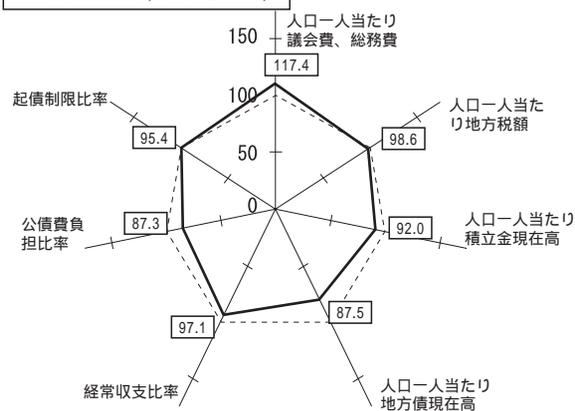
地域経済指標(県平均=100)



生活指標(県平均=100)



H11財政状況(県平均=100)



愛せるまち 誇れるまち ふるさと新発田の創造

広報 しばた

2005
5/2
No.1156



■5月1日 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併
新しい新発田市の誕生です

新発田市・紫雲寺町・加治川村合併

- 10万人都市 新・新発田市誕生 2～5
平成17年度の工事予定をお知らせします
- 新発田駅前土地区画整理事業ほか 6・7
子育てを支援します
- 子どもデイサービス、妊産婦医療費助成事業ほか 8・9
中小企業や住宅取得を計画している方へ
- 平成17年度 市融資制度のお知らせ 18

水道メーター検針員検分・農業委員の選挙区と定数が変わります(11)、大ケリーン作威(12)、まの湯
園(14・15)、桐葉B(17)ほか(P21～26)、新発田市の文化財は(P28)

合併に関する三市町村広報誌発行の状況

新発田市「広報 しばた」(毎月1日、15日発行)

発行年月日	合併に関する主な内容
平成15年	1月7日 新発田市・紫雲寺町・加治川村 新たな合併推進協議会が発足
	1月22日 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会 第1回会議の結果をお知らせします
	2月17日 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会第2回会議 合併の方式と時期を提案 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会の ホ-ムペ-ジが開設されました
	3月17日 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会第3回会議で承認 平成17年1月を目途、市への編入合併 3市町村の制度・事業・比較表を作成しました
	9月16日 新たなまちづくりに向けて進んでいます 紫雲寺町・加治川村との合併協議
	11月4日 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会での協議が終了 ～協議の場は法定協議会へ～
平成16年	1月6日 紫雲寺町・加治川村との合併に関する説明会を開催しました 新発田市・紫雲寺町・加治川村 法律に基づく合併協議会を設置
	3月15日 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会第1回会議開催 3市町村の合併に向けて
	7月1日 紫雲寺町・加治川村との合併 平成17年5月1日に決定
	8月2日 新発田市・紫雲寺町・加治川村 3首長協定書に調印 来年5月1日に合併 来年5月1日に仲間入り 紫雲寺町・加治川村をもっと知ろう! 「両町村の全体概要」
	8月18日 新発田市・紫雲寺町・加治川村 7月臨時議会で合併関連議案を可決 県知事へ合併申請書提出
	9月1日 来年5月1日に仲間入り 紫雲寺町・加治川村をもっと知ろう! 「紫雲寺潟干拓史劇 風雪のみずうみ」
	10月1日 来年5月1日に仲間入り 紫雲寺町・加治川村をもっと知ろう! 「加治川の歴史」
	11月1日 来年5月1日に仲間入り 紫雲寺町・加治川村をもっと知ろう! 「紫雲寺町の公園」 新発田市・紫雲寺町・加治川村の合併が正式に決定しました 総務大臣が3市町村の合併を告示
	12月1日 来年5月1日に仲間入り 紫雲寺町・加治川村をもっと知ろう! 「加治川村の公園」
平成17年	1月6日 来年5月1日に仲間入り 紫雲寺町・加治川村をもっと知ろう! 「紫雲寺町の施設」
	2月1日 5月に仲間入り 紫雲寺町・加治川村をもっと知ろう! 「加治川村の施設」
	2月15日 新発田市・紫雲寺町・加治川村の社会福祉協議会が合併します
	3月1日 5月に仲間入り 紫雲寺町・加治川村をもっと知ろう! 「紫雲寺町の海に関する情報」

紫雲寺町「広報 こだま」(毎月最終木曜日発行)「おしらせ版」(毎月第2・4火曜日発行)

発行年月日		合併に関する主な内容
平成13年	3月29日	新潟県が「市町村合併促進要綱」を策定・公表 さあはじめよう広域合併の議論を！
	6月28日	新しいまちづくりに向かって さあはじめよう広域合併の議論を！ 紫雲寺町広域合併研究議会の発足
	12月27日	みんなで考えよう！ 市町村合併 第2回紫雲寺町広域合併研究協議会の報告
平成14年	2月28日	みんなで考えよう！ 市町村合併 町内20地区において住民懇談会を開催しました
	3月28日	みんなで考えよう！ 市町村合併 新発田市、紫雲寺町、加治川村議員協議会を設立 高まる期待「協議会の設立」
	5月30日	みんなで考えよう！ 市町村合併 第3回紫雲寺町広域合併研究協議会の報告
	6月27日	みんなで考えよう！ 市町村合併 「合併重点支援地域」「県内・全国の動き等」についての紹介
	7月25日	みんなで考えよう！ 市町村合併 「新設（対等）合併」「編入（吸収）合併」の比較について紹介
	11月28日	みんなで考えよう！ 市町村合併 第4回紫雲寺町広域合併研究協議会の報告 新発田市から示された合併協議の基本事項 なぜ編入合併なの？
	12月26日	みんなで考えよう！ 市町村合併 いよいよ始まる合併協議！ 任意合併協議会は12月26日に設立
平成15年	1月30日	みんなで考えよう！ 市町村合併 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会が発足しました
	2月27日	みんなで考えよう！ 市町村合併 第2回新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会が開催されました
	3月27日	みんなで考えよう！ 市町村合併 第3回新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会が開催されました
	5月29日	みんなで考えよう！ 市町村合併 新しいまちづくり 「新市建設計画」 聞いてよ町長さん！ 市町村合併についての私の意見
	6月26日	みんなで考えよう！ 市町村合併 第4回新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会が開催されました
	7月30日	みんなで考えよう！ 市町村合併 新たなまちづくりへの協議が進んでいます 「第5回新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会」が開催されました 合併・まちづくりのご意見 ありがとうございます
	9月11日 おしらせ版	みんなで考えよう！ 市町村合併 ベルナルにおいて「第6回新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会」が開催されました
	9月25日	みんなで考えよう！ 市町村合併 いまさら聞けない！でも知りたい！合併ってなに？ 第5回紫雲寺町広域合併研究協議会が開催されました 町長vs18人の高校生 これからの紫雲寺町について語り合おうよ

発行年月日		合併に関する主な内容
平成15年	10月30日	未来ある子どもたちのためにもみんなで考えよう！ 市町村合併 第7回新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会 行財政調整方針（案）追加提案44項目中42項目、継続協議1項目、 そして新市建設計画（案）が承認されました 紫雲寺町が好きだから考えましょう！ これからの地域コミュニティについて
	11月13日 おしらせ版	みんなで考えよう！ 市町村合併 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会の協議を終了、そして 新しい協議会へ・・・ 合併に係る町民説明会を開催中！ どこの会場でも出席できます
	12月25日	みんなで考えよう！ 市町村合併 町民説明会が終了しました
平成16年	1月29日	法定合併協議会の設置を県知事へ届出
	3月11日 おしらせ版	合併に向けて発進！ 「新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会」 第1回会議が開催されました
	5月27日	アイ・ラブ・紫雲寺 あなたが想う紫雲寺を聞かせてください
	6月24日	合併の期日が「平成17年5月1日」で提案されました 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会 第2回会議開催
	7月29日	「新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会」第3回会議においてす べての議案が承認されました 平成17年5月1日合併 新生「新発田市」誕生へ大きくジャンプ！
	8月26日	新発田市・紫雲寺町・加治川村7月臨時議会 合併関連議案を可決 県知事へ合併申請書を提出
	10月14日 おしらせ版	新発田市・紫雲寺町・加治川村合併情報 新潟県議会9月定例会において、平成17年5月1日に新発田市へ編 入合併する「廃置分合」議案が議決されました
	10月28日	ありがとう紫雲寺町 合併まで185日 合併が正式決定しました！
	12月24日	私のアイ・ラブ・紫雲寺 寄せられた紫雲寺町に対する想いを掲載
平成17年	2月24日	5月からよろしく！新発田市・加治川村 新しいふるさと、両市町村の概要を紹介します 合併後、紫雲寺町役場は「新発田市紫雲寺支所」となります 合併・閉町に向け、ただいま準備中！ 紫雲寺町社会福祉協議会も合併します
	4月14日 (最終号)	ありがとう紫雲寺町 広報こだま最終号発刊にあたり、町長からのメッセージ 紫雲寺から新発田へ歴史を引き継ぐ～町制施行50周年・閉町記念式典 紫雲の郷館は合併後、県民、市民の健康づくりの拠点として再出発します

加治川村「広報 かじかわの窓」(毎月最終木曜日発行)

「お知らせ版」(毎月2回木曜日発行)「市町村合併情報」(随時発行)

発行年月日		合併に関する主な内容
平成13年	12月27日	みなさんで考えましょう ~市町村合併~ 市施行要件 市町村合併までの手続きの概要
平成14年	1月31日	みなさんで考えましょう ~市町村合併~ 「合併協議会」についてお知らせします
	2月28日	みなさんで考えましょう ~市町村合併~ 多くの意見が出されました市町村合併集落懇談会
	3月28日	みなさんで考えましょう ~市町村合併~ 市町村合併集落懇談会の参加状況 市町村合併に関する住民アンケート実施しました
	4月25日	みなさんで考えましょう ~市町村合併~ 任意協議会設置を新発田市に要請へ 地区説明会を村内5会場で開催
	11月28日	みなさんで考えましょう ~市町村合併~ 新発田市との任意合併協議会設立へ
	12月26日	みなさんで考えましょう ~市町村合併~ 合併に向けた話し合いがスタートしました
平成15年	1月9日 合併情報1号	新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会が発足しました 今後、合併推進協議会では、合併の方式、合併の期日、行財政調整及び建設計画など具体的な協議を行っていきます 市町村合併地区説明会が開催されました
	2月7日 合併情報2号	新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会 第2回会議が開催されました
	2月27日	みんなで考えよう! 市町村合併 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会 第2回会議が開催されました
	3月7日 合併情報3号	新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会 第3回会議が開催されました
	3月27日	みんなで考えよう! 市町村合併 平成17年1月を目途に合併へ
	4月10日 お知らせ版	加治川村と紫雲寺町が市町村合併重点地域に指定されました
	4月24日	みんなで考えよう! 市町村合併 合併に伴う行財政調整について
	5月29日	みんなで考えよう! 市町村合併 建設計画の策定について
	6月19日 合併情報4号	新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会第4回会議が開催 本格的な協議が始まりました
	6月26日	みんなで考えよう! 市町村合併 本格的な協議が始まりました 統合におおむね賛同 小学校統合地区別説明会を実施
7月31日	みんなで考えよう! 市町村合併 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会 第5回会議が開催されました	

発行年月日		合併に関する主な内容
平成15年	10月30日	みんなで考えよう！ 市町村合併 「行財政調整方針」と「新市建設計画案」承認される 11月に住民説明会を開催します
	11月27日 合併情報5号	住民説明会が終了しました（延べ120名が出席されました）
	12月25日	みんなで考えよう！ 市町村合併 合併調整案、概ね了承される
平成16年	1月29日	みんなで考えよう！ 市町村合併 市町村合併法定協議会設置を県知事に届出
	2月26日	みんなで考えよう！ 市町村合併 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会（法定協議会） 第1回会議が開催されました
	6月10日 合併情報6号	新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会第2回会議が開催されました 合併期日は平成17年5月1日！
	6月24日 合併情報7号	新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会第3回会議が開催されました 合併は平成17年5月1日に決定！ 合併の実質的協議が終了
	7月29日	平成17年5月1日の合併に向けて 合併協定調印式を挙行！
	8月26日	紹介します 市町村合併を村議会で議決 合併の申請書を県知事へ提出
	11月25日	紹介します 新発田市・紫雲寺町・加治川村の市町村合併が正式に決定
平成17年 (最終号)	3月31日 加治川村生誕50周年・閉村式典を挙行 加治川村50年の歴史に幕 新生・新発田市に向けて 新たなる旅立ち	

抜 粋

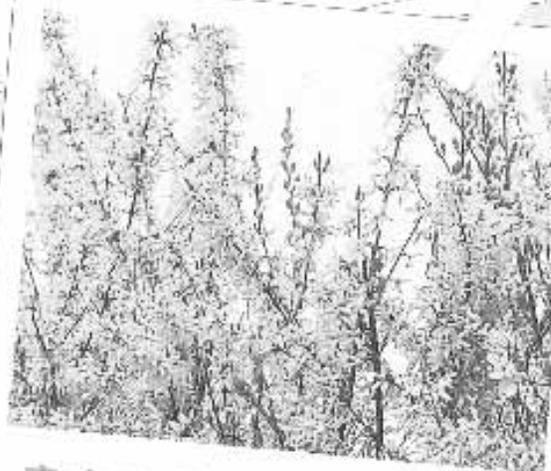
新発田
紫雲寺支所

GUIDE BOOK

ガイドブック



大好きな海と夕暮れ!



まちを彩るれんぎょう



暮らしの
手続き
届出



医療と
保険
福祉



健康
と
衛生



地域
社会
について



暮らしの
情報



各種
相談



公共
施設
について



紫雲寺町から



新発田市へ

目次 INDEX

新発田市 紫雲寺支所 ガイドブック

の発行によせて

春色のなごやかな季節を迎え、皆様方にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

いよいよ、平成17年5月1日をもって、紫雲寺町と加治川村は新発田市へ合併することとなり、今後は町民の皆様方も市民の一人として市政に参画いただくこととなります。

合併によって、住民生活等に急激な変化をもたらすことのないよう配慮し、これからの事務事業の円滑な実施を図るため、新発田市紫雲寺支所（現 紫雲寺町役場）を設置することになりました。

このガイドブックは紫雲寺支所の事務内容や市の制度などについて、町民の皆様にお知らせするために作成しました。ご活用いただきたいと思います。

これまでの町政運営にあたり町民各位より賜りましたご理解とご協力に対し、深く感謝申し上げます。

ありがとうございました。

平成17年3月 紫雲寺町長 鬼崎正之

合併前(4月30日まで)の問い合わせは
紫雲寺町役場 ☎41-3111 でお願ひします。

ガイドブックの発行によせて …1
紫雲寺支所などの業務内容について 2
新発田市行政機構図 ……4

暮らしの手続き・届出

戸籍・住民票 ……6
税金 ……8
国民年金・国民健康保険 ……12

医療と保険・福祉

医療 ……14
介護保険 ……16
福祉 ……18

健康と衛生

保健 ……22
衛生 ……25

地域社会について

農林水産業・商工業 ……28
上下水道 ……29
建築・都市計画 ……32

暮らしの情報

配布・広報・消防団 ……34
給食・保育・施設 ……36
施設利用 ……38

各種相談

各種相談窓口 ……40
合併後は ……43

公共施設について

公共施設 ……50
紫雲寺紹介 ……56
町民憲章・町民歌 ……58

暮らしの
手続き
届出

医療と
保険
福祉

健康
と
衛生

地域
社会
について

暮らしの
情報

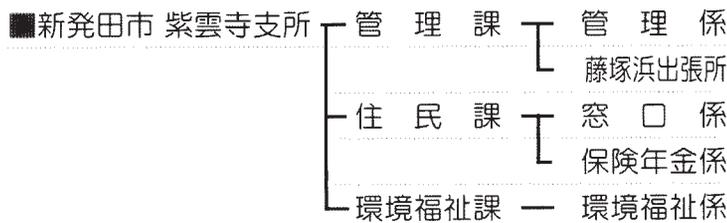
各種
相談

公共
施設
について

紫雲寺支所などの業務

合併にともない、これまでの紫雲寺町役場は「新発田市紫雲寺庁舎」となります。紫雲寺庁舎には、下記の課を設け、今までと同様の窓口業務を引き続き行っていきます。

支所組織など



電話番号は変わりません
なお市役所☎22-3101へ
電話すると内線で
支所につながります

☎ 41-3111
☎ 41-2062
☎ 41-3111
☎ 41-3111
☎ 41-3111

■新発田市 紫雲寺地区公民館（現紫雲寺町中央公民館）

☎ 41-2291

■新発田市立 紫雲寺保育園（現 紫雲寺保育園）

☎ 41-2413

■新発田市立 米子保育園（現 米子保育園）

☎ 41-2464

■新発田市立 藤塚浜保育園（現 藤塚浜保育園）

☎ 41-2468

■新発田市国保紫雲寺診療所
（現 紫雲寺町国民健康保険診療所）

☎ 41-2015

■新発田市健康プラザしうんじ・
在宅介護支援センターほのぼの
（現 健康プラザしうんじ）

☎ 41-4602

■新発田市立 紫雲寺児童館（現 中央児童館）

☎ 41-3111

紫雲寺支所の各課の主な業務内容

電話番号は変わりません
なお市役所☎22-3101へ
電話すると内線で
支所につながります

管理課 管理係

支所の業務案内、
住民連絡、区長会関係事務
公告、行政相談、
関東紫雲寺会・東海名古屋紫雲寺会
支所の庁舎・車輛等の管理
生産調整、
事業助成などの農業振興関係

農地法関係・農業者年金等の相談
農地関係諸証明の発行・
森林病虫害防除関係
道路・漁港・公園・下水道等の
維持管理に係る相談関係
市税等の収納などの
現金取扱いなど

内容について

住民課 窓口係

戸籍関係、
住民基本台帳関係、
埋火葬許可関係、
印鑑登録関係、
母子手帳の交付、
市税に関する
各種証明書の発行、
交通安全・
交通災害共済関係など

住民課 保険年金係

国民健康保険・老人医療・
県単医療費助成関係
国民年金の資格異動、給付、
免除関係老齢福祉年金関係、
母子手帳の交付関係など

環境福祉課 環境福祉係

害虫駆除関係、
公害苦情相談、
ごみ処理関係、狂犬病予防、
し尿処理関係、
保育園関係、児童手当、
児童扶養手当関係・子育て支援関係
高齢者福祉（紙おむつ助成、
生活用具給付等）関係
介護保険（認定申請、高額
サービス費申請等）関係
高齢者家事援助サービス、
高齢者短期入所
食の自立支援事業、
緊急通報装置設備事業
身体障害者福祉関係
知的障害者福祉関係
精神障害者福祉関係
紫雲寺地区民生児童委員
協議会関係 など

紫雲寺地区公民館の主な業務内容

各種公民館事業、各種教室
生涯学習相談及び情報提供
紫雲寺地区緑の少年団
高齢者学級(五葉大学)
学校完全週五日制対応事業
文化祭、子ども芸能音楽祭
各種鑑賞事業、図書の貸し出し

紫雲寺地区青少年健全育成協議会
体育施設利用管理、各種スポーツ大会
スポーツ少年団育成事業
紫雲寺地区体育協会
マイクロバスの管理運営

地区公民館主催事業のほか、各
種生涯学習や社会教育の活動を支
援するために管理運営を行います。



問い合わせ先

合併前

紫雲寺町役場 総務課 総務担当 合併等記念事業プロジェクト ☎41-3111



合併後

紫雲寺支所 管理課 管理係 ☎41-3111

紫雲寺町町民憲章

わたしたちは、紫雲寺町民であることに誇りをもち、開拓者精神を受け継ぎ、人柄・土地柄の良さを誇る町づくりを願って、ここに町民憲章を定めます。

- 一、郷土の自然を愛し、明るく住みよい町をつくります。
- 一、伝統を重んじ、文化のかおり高い町をつくります。
- 一、助け合い、おもいやりの心に満ちた町をつくります。
- 一、スポーツに親しみ、心身を鍛え、健康な町をつくります。
- 一、人の偉業をたたえ、仕事に励み、豊かな町をつくります。

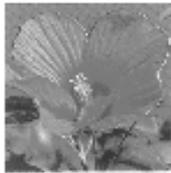
昭和六十年 四月 一日

制定之

町の花 レンギョウ



町の鳥 メジロ



町の花 ムクゲ



町の花 キク



町の木 マツ

紫雲寺町町民歌

作詞 星 文次郎 補作 町民歌制定委員会
作曲 熊倉 竜夫 昭和60年11月23日制定

1. 朝日光 大地を照らし

わが里の 黎明告げる
祖先たち 拓きし沃野
拓魂を 今も受け継ぎ
永久に進まん わが里紫雲寺

2. 蒼き海 豊けき緑

里人に 精気を注ぐ
われら今 肩しかと組み
新しき 世紀に向けて
いざや築かん わが里紫雲寺



新発田市 紫雲寺支所ガイドブック

- 企画編集/紫雲寺町役場合併等記念事業プロジェクト
- 印刷/島津印刷株式会社

合併前

〒957-0292
新潟県北蒲原郡紫雲寺町大字稻荷岡2361番地
電話番号 (0254)41-3111(代表)
F A X (0254)41-3452
U R L <http://www.town.shiunji.niigata.jp>
E-mail webinfo@town.shiunji.niigata.jp

合併後 E-mail

紫雲寺支所管理課 s-kanri@city.shibata.niigata.jp
紫雲寺支所住民課 s-jumin@city.shibata.niigata.jp
紫雲寺支所環境福祉課 s-kankyo@city.shibata.niigata.jp
国保紫雲寺診療所 shinryo@city.shibata.niigata.jp
健康プラザしうんじ splaza@city.shibata.niigata.jp
紫雲寺地区公民館 s-kominkan@city.shibata.niigata.jp

合併後 URL

新発田市のホームページ
<http://www.city.shibata.niigata.jp>

風かおる田園と山桜の里

加治川村合併ガイドブック



 加治川村

「加治川村合併ガイドブック」の発刊によせて

加治川村長 佐藤 康夫

春の陽光のもと、村民の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

加治川村は、5月1日にいよいよ新発田市及び紫雲寺町との合併を迎えることになりました。これまで、この合併の協議が順調に推移いたしましたことは、村民の皆様を始め関係各位の御理解と御協力によるものと厚く御礼申し上げます。

合併によりまして村民の皆様は、「新・新発田市」の市民となります。これからは、豊かな自然と歴史ある加治川村の誇りを忘れずに「新・新発田市」の市民の一員として市政に参加されますようお願いいたします。

さて、合併まで残すところ1か月余りとなりましたが、村民の皆様が安心して合併を迎えられるよう「加治川村合併ガイドブック」を作成いたしました。このガイドブックが合併後の行政を理解していただく上で、少しでも参考になればありがたく存じます。

これまで幾多の苦難を乗り越え、加治川村発展のために営々と努力してこられた村民の皆様へ深く感謝を申し上げ、ガイドブック作成のごあいさつといたします。

目 次

◇ 加治川支所などの業務内容について	1
◇ 議会議員について	3
◇ 集落への文書配布等の取扱いについて	3
◇ 消防団の組織について	3
◇ 広報・広聴関係について	3
◇ 税関係について	4
◇ 固定資産評価審査委員会への審査申出について	8
◇ 公金の支払いについて	8
◇ 戸籍届出・住民票交付などの窓口業務について	9
◇ 生活保護について	9
◇ 人権擁護に関することについて	10
◇ 国民年金について	10
◇ 戸籍、住民票などの手数料について	10
◇ 国民健康保険について	11
◇ 老人医療について	12
◇ 県単医療費助成事業について	12
◇ 介護保険について	13
◇ 福祉関係について	14
◇ 保健関係について	21
◇ 衛生関係について	24
◇ 産業振興関係について	26
◇ 農業委員会について	28
◇ 道路・公園・下水道などの相談業務について	29
◇ 下水道について	29
◇ 建築基準法等の関係について	30
◇ 学校関係について	31
◇ 保育所及び幼稚園について	31
◇ 公民館などの施設利用について	32
◇ 公民館で行う事業等について	35
◇ 合併後の新住所について	36
◇ 合併に伴う住所等の変更手続について	38

加治川支所などの業務内容について

合併に伴い、これまでの加治川村役場は「新発田市 加治川庁舎」となります。加治川庁舎には下記の課を設け、今までと同様に窓口業務などを引き続き行っていきます。

〔支所組織など〕 電話番号は変わりありません

● **新発田市 加治川支所**

管理課	管理係
住民課	窓口係
	保険年金係
環境福祉課	環境福祉係
(電話 33-3101)	

● **新発田市 加治川地区公民館**

(現 加治川村中央公民館)
 (電話 33-2433)
中川分館 (現 中川地区公民館)
 (電話 22-0657)
金塚分館 (現 金塚地区公民館)
 (電話 33-2414)

● **新発田市 加治川地区体育館**

(現 加治川村民体育館)
 (電話 33-2433)

● **新発田市 加治川地区幼児教育センター**

(現 加治川村幼児教育センター)
新発田市立 加治川幼稚園
 (電話 33-2745)
新発田市立 大峰保育園
 (電話 33-2416)

● **新発田市 加治川総合福祉センター「さくら苑」**

(現 加治川村総合福祉センター「さくら苑」)
 (電話 33-2300)

〔加治川支所の各課の主な業務内容〕

● **管理課**

◆ **管理係**

- 支所の業務案内
- 区長会関係事務
- 加治川村人会
- 車両等の管理
- 米の生産調整
- 認定農業者
- 農畜産物販売所
- 国土緑化推進委員会など団体関係
- 道路・公園・下水道等の維持管理に係る相談関係

- 住民連絡
- 公告、行政相談
- 支所の庁舎管理
- 農業士会
- 桜の里づくりの会
- 水稻病害虫防除
- 女性農業者組織
- 市税等の収納などの現金取扱いなど

● **住民課**

◆ **窓口係**

- 戸籍関係
- 住民基本台帳関係
- 埋火葬許可関係
- 印鑑登録関係
- 母子手帳の交付

- 市税に関する各種証明書の発行
- 土地・家屋価格等の帳簿縦覧
- 交通安全、交通災害共済関係など



◆保険年金係

- 国民健康保険・老人医療・県単医療費助成関係
- 老齢福祉年金関係
- 国民年金の資格異動、給付、免除関係 など

●環境福祉課

◆環境福祉係

- ごみ処理関係
- し尿処理関係
- 狂犬病予防
- 公害苦情相談
- 害虫駆除関係
- 破砕機の貸出し、生ごみ処理器購入支援関係
- 高齢福祉（紙おむつ助成・寝具無料乾燥・日常生活用具給付・住宅整備支援・家事援助サービス・短期入所・食の自立支援・生きがいデイサービス・緊急通報装置設置事業・軽度生活支援・訪問理容サービス等）関係
- 敬老祝金品贈呈事務
- 身体障害者福祉関係
- 知的障害者福祉関係
- 精神障害者福祉関係
- 児童手当・児童扶養手当関係
- 出生祝金事務関係
- 介護保険（認定申請、高額サービス費申請、デイサービスセンター利用者関係）関係
- 加治川地区民生児童委員協議会関係
- 保育園・幼稚園（広域入所、保育料収納減免関係、入退園申請、預かり保育、一時保育など）関係

〔加治川地区公民館の主な業務内容〕

- 公民館管理・貸出し
- 各種教室・講座
- 生涯学習フェスティバル
- 三楽大学
- 加治川地区緑の少年団
- 学習情報の提供・相談
- 地域づくり団体に関すること
- 図書室・体育施設利用管理に関すること
- 総合型地域スポーツクラブ
- 体育協会
- スポーツ少年団等に関すること
- 各種スポーツ大会・キッズ・レッツトライスポーツ教室など
- 青少年健全育成協議会

●問い合わせ先

合併前／加治川村役場 総務課 加治川村生誕50周年・合併記念プロジェクトチーム
 合併後／加治川支所 管理課 管理係 ☎33-3101





加治川村合併ガイドブック

●企画編集 加治川村役場 企画調整室 ●発行日 平成17年3月30日
〒959-2492 新潟県北蒲原郡加治川村大字住田510番地
TEL(0254)33-3101 FAX(0254)33-3930
e-mail : info@vill.kajikawa.niigata.jp

愛せるまち 誇れるまち ふるさと新発田の創造

しばた
新発田市

抜 粋

暮らしのガイド

SHIBATA CITY LIFE GUIDE

こんにちは新発田市です

市の組織・仕事など

くらし

市民相談

子育て・教育

保険・年金

福祉・健康

高齢者の方へ

まつり・イベント

公共施設

市内施設電話番号一覧

団体紹介

ガイドマップ

暮らしの手引き



こんにちは新発田市です

3~8ページ

- 新発田市の紹介 3・4ページ 主な年中行事 5ページ ●市の産業 6ページ ●市の特産物 6ページ
- 人間国宝 7ページ ●新発田市へのアクセス 7ページ ●合併後の住所表記 8ページ



市の組織・仕事など

9~22ページ

- 各課配置図 9~12ページ
市庁舎/地域整備部・選管庁舎/水道局庁舎/商工振興課・観光振興課/
いきいき館/豊浦庁舎/紫雲寺庁舎/加治川庁舎
- 各課業務内容 13・14ページ
- 議会 15ページ
議会/議会の傍聴/会議録/議会たより
- 情報公開・個人情報保護 16ページ
情報公開制度/個人情報保護制度/
請求から開示(不開示)までの流れ
- 広報・広聴 17・18ページ
広報しばた/ホームページ/
エフエムしばたラジオアガット/
市長への手紙/市政懇談会/
まちづくり出前講座
- 税金 19~21ページ
市税の種類/個人市民税/
軽自動車税/固定資産税/
その他の市税/
税に関する証明/納期/
口座振替制度/
市税以外の税金
- 指定金融機関 22ページ
指定金融機関等店舗一覧表
- 選挙 22ページ
選挙人名簿登録/期日前投票



暮らし

23~40ページ

- 災害に備えて 23・24ページ
地震のときは/非常持ち出し品・備蓄品/
火災のときは/災害時の避難場所
- 急病のときは 25ページ
新発田地区救急診療所
- ごみとリサイクル 26~28ページ
燃えるごみ/燃えないごみ/
資源ごみ/粗大ごみ/指定ごみ袋/
処理施設に直接搬入する場合/
ごみの収集運搬許可業者/
生ごみ処理機器の購入費補助
- 水道 29ページ
水道料金の支払い/水道のいろいろな
届け出/水道工事の申し込み
- 下水道 30・31ページ
下水道への接続/下水道使用料/
受益者負担金・受益者分担金/
農業集落排水事業分担金/
排水設備設置資金融資制度/
下水道の使用再開・休止/
排水設備工事の手順
- 公営住宅 39ページ
公営住宅に入居したいとき
- ペット 32ページ
犬の登録と予防注射/犬やねこに
関する相談/犬やねこが死んだら
- 届け出・証明 33~36ページ
主な戸籍の届け出/主な住民登録異動届/
印鑑登録・証明/戸籍・住民票などの手数料/
その他の届け出/住民基本台帳ネットワーク
システム/住民票電話請求/住民票・戸籍
郵便局窓口請求/税に関する証明手数料
- 引っ越しのときは 37・38ページ
新発田市へ転入した場合/これから引っ越し
する場合/自治会/郵便に関する転居届/
自動車の登録変更手続き/運転免許証の変
更手続き/電気・都市ガスの手続き
- その他 40ページ
し尿くみ取り/
浄化槽の維持管理/
除雪/防犯灯の故障/
無料入浴券交付



市民相談

41・42ページ

行政相談/人権相談/弁護士無料法律相談/心配ごと相談/障害者相談/高齢者職業相談/パート相談/精神科医によるこころの健康相談会/
消費者生活相談/ボランティア相談/子ども教育相談/児童に関する相談/悩みごと電話相談/総合相談/育児相談会/子ども発達相談室/
子ども虐待連絡窓口/家庭児童相談室



子育て・教育

43~49ページ

- 出産 43・44ページ
妊娠届/母子健康手帳の交付/
妊婦検診/母親学級・両親学級/
妊産婦医療費助成/
出生届とその他の申請
- 育児 45~48ページ
乳幼児医療費助成/新生児・産婦訪問・2か月児訪問/
乳幼児健診・歯科健診/育児教室と相談会/予防接種/
保育園/子育て支援事業/児童手当/児童扶養手当/
ひとり親家庭等医療費の助成/遺児激励事業/
ファミリー・サポート・センター
- 教育 49ページ
幼稚園に入るには/幼稚園就園奨励費等/
小・中学校へ入学するときは/就学援助/
転校の手続き/適応指導教室/児童クラブ



保険・年金

50~54ページ

- 国民年金 50~52ページ
国民年金への加入/保険料の免除/国民年金の種類と受給条件/
老齢基礎年金受給の申請場所/こんなときは届け出を
- 国民健康保険 53・54ページ
加入などの手続き/国民健康保険で受けられる給付

市民生活に必要な事柄を項目別でご案内します。



福祉・健康

55~60ページ

●健康・健(検)診 55・56ページ

献血／健康診査申し込み／各種健(検)診／在宅リハビリ指導／インフルエンザ予防接種

●障害のある方へ 57~60ページ

身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳／障害者の福祉サービス／補装具の購入費等の補助／日常生活用具の給付／福祉タクシー券・リフト付きタクシー券の交付／自家用車に関する助成／ホームヘルパー派遣／ショートステイ／手話奉仕員・盲人ガイドヘルパーの派遣／重度心身障害者医療費の助成／更生医療／特別児童扶養手当／特別障害者手当／障害児福祉手当／在宅重度心身障害者見舞金／心身障害者扶養共済制度／住宅改造費の助成／各種税金控除とNHK受信料等の減免／指定ごみ袋の給付／福祉電話の設置／緊急通報装置の設置／紙おむつ購入費助成



高齢者の方へ

61~64ページ

●老人医療 61ページ

老人医療保健

●介護保険サービス 61・62ページ

介護保険の対象と申請／居宅サービス・施設サービス

●介護予防・生活支援サービス 63・64ページ

家事援助サービス／生活支援短期入所／「食」の自立支援(配食サービス)／地域ふれあいルーム／寝たきり高齢者紙おむつ購入費助成／寝たきり高齢者布おむつ貸与／緊急通報装置設置／日常生活用具の給付／住宅建設資金融資あっせん／一人暮らし・寝たきり高齢者医療費の助成／高齢者等住宅整備費の補助／寝具の乾燥／福祉電話の設置



まつり・イベント

65・66ページ

新発田の春まつり／加治川桜まつり／越佐招魂祭／二王子岳山開き・市民登山／あやめまつり／海開き／月岡温泉「月の夏まつり」／花市／海上花火&シーサイドよさこい／城下町新発田ふるさとまつり／新発田豊年秋祭り／全国観光みやげ品展示即売会／城下町新発田大菊花祭／義士祭／月岡温泉「どんと祭り」／赤谷どんづきまつり



公共施設

67~78ページ

●観光施設 67~69ページ

新発田城／清水園・足軽長屋／五十公野御茶屋庭園／市島邸／旧県知事公舎記念館／ふるさと会館／月岡温泉／新発田温泉あやめの湯／白壁兵舎／ほうづきの里／落谷虹児記念館／カリオン文化館／大峰山椽平桜樹林／藤塚浜海水浴場／道の駅加治川ふれあいセンター桜館／紫雲の郷／手造りガラスびいどろ

●スポーツ施設 70~72ページ

カルチャーセンター／サン・ビレッジしばた／真木山中央公園野球場／五十公野公園野球場／市民プール／中央公園テニスコート／サン・スポーツランドしばた／五十公野公園陸上競技場／五十公野公園ゲートボール場／真木山中央公園ゲートボール場／豊浦総合運動施設／大島体育館／加治川地区体育館／高齢者レクリエーションセンター／真木山中央公園多目的練習場／大天城公園テニスコート／中井体育館／弓道場／ナイター照明施設(猿橋中学校)／五十公野公園テニスコート／豊浦体育センター／紫雲寺テニスコート／紫雲寺プール／五ヶ字運動広場／米子運動公園／加治川地区屋外運動場／大天城公園野球場

●公園施設 73・74ページ

薄谷森林公園／五十公野公園／新発田中央公園／新発田城址公園／月岡カリオンパーク／奉先堂公園／加治川治水記念公園／清湯公園／大天城公園／桜公園／県立紫雲寺記念公園／真木山中央公園

●教育・文化施設 75・76ページ

生涯学習センター／市民文化会館／中央公民館／豊浦地区公民館／紫雲寺地区公民館／加治川地区公民館／市立図書館／紫雲寺漁村民俗資料館／学校施設開放

●コミュニティ施設 77ページ

地域交流センター／隣保館／五十公野コミュニティセンター／猿橋コミュニティセンター／佐々木コミュニティセンター／住吉コミュニティセンター／豊町ふれあいコミュニティセンター／御幸町ふれあいコミュニティセンター／虹の里交流館

●各種施設 78ページ

いざいさ館／健康プラザしろうじ／国保紫雲寺診療所／サン・ワークしばた／児童センター／ボランティアセンター／児童センター分館／泉地区世代交流センター／老人福祉センター「金蘭荘」／高齢者生きがいセンター



市内施設電話番号一覧

79~89ページ

市主要行政施設(広域行政含む)／コミュニティ施設(広域行政含む)／スポーツ施設／福祉・保健・環境施設／教育・文化・観光施設／市内医療機関(病院・一般診療所・歯科診療所)／国の主要施設／県の主要施設／幼稚園・保育園／小学校／中学校／高等学校・短期大学校・大学・各種学校／市内その他の施設



団体紹介

90ページ

文化団体／スポーツ団体／ボランティア団体／国際交流団体／高齢者のための団体／勤労青少年団体／女性団体連絡懇談会



ガイドマップ

91~97ページ

新発田市全域図／新発田エリアマップ／豊浦エリアマップ／紫雲寺・加治川エリアマップ／市庁舎周辺図／五十公野周辺図

こんにちは新発田市です

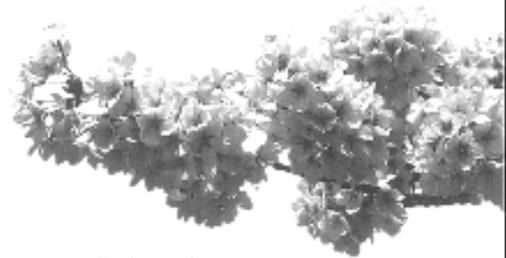
新発田市の紹介

●市章

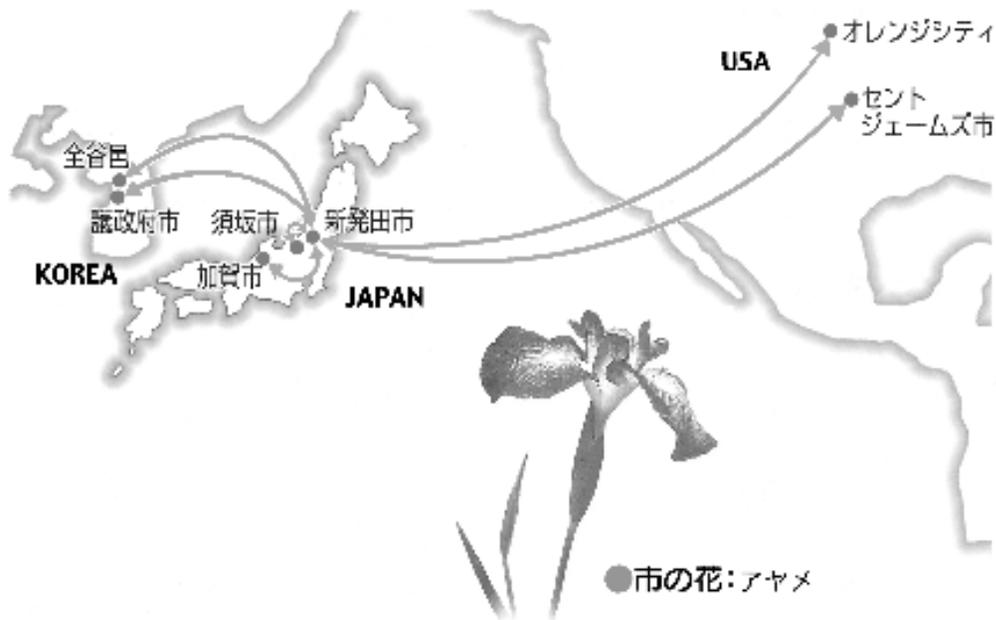


王階笠

(新発田藩邸代藩主酒井家の紋章を市章にしました)



●市の木：サクラ



●市の花：アヤメ



こんにちは新発田市です

新発田市の紹介

市章・市の花・市の木
姉妹都市・友好都市

友好都市



大韓民国 議政府市



大韓民国 全谷邑



石川県 加賀市

姉妹都市



アメリカ合衆国 オレンジシティ



アメリカ合衆国 セントジェームズ市



長野県 須坂市

市内の各地区を紹介します

紫雲寺地区の花
わんげよう
紫雲寺地区の花
ムクゲ

加治川地区の花
さくら
加治川地区の花
水杉
さくら
あざくら

紫雲寺地区の木
桜

加治川地区の木
桜

豊浦地区の花
おじさい
豊浦地区の花

豊浦地区の木
桜

地区の花・木とは
合併後、新発田市の花・木はそれぞれ「アサメ」と「サクラ」で統一されました。
これにより、合併前の豊浦町・紫雲寺町・加治川村の花・木は、今後、それぞれの「地区の花・木」として伝承していくこととなりました。

こんにちは新発田市です

新発田市の紹介

市内各地区紹介

愛せるまち 誇れるまち ふるさと新発田の創造

新発田市は越後平野(新潟平野)の北部に位置し、県都新潟市に隣接する阿賀北の中核都市です。面積532.82km²、人口10万6016人(平成12年国勢調査)で県内では、新潟市、長岡市、上越市、三条市に次いで、5番目の都市です。

北西には白砂青松と形容される美しい海岸が広がり、南東の山岳地帯には豊かな自然景観に恵まれた磐梯朝日国立公園、胎内二王子県立自然公園があります。また、かつて東洋一といわれた堤桜を有する加治川の水系によって潤う肥沃な土地が広がっており、県内有数の良質米コシヒカリの産地でもあります。

江戸時代には10万石の城下町として栄えた新発田。現在も国の重要文化財となっている新発田城や足軽長屋など城下町新発田の文化

遺産をまちの随所にとどめています。そして、平成16年には城下町新発田の新しいシンボルとして、また、未来を担う子どもたちへの贈り物として、新発田城三階櫓・辰巳櫓が復元されました。

昭和22年に市制を施行してから、昭和30年に五十公野、米倉、赤谷、松浦、菅谷、川東の6村と、昭和34年に佐々木村と合併し、平成に入り15年7月7日に豊浦町と、そして17年5月1日に紫雲寺町・加治川村と合併しました。

城下町の歴史と文化、全国的にも有名な月岡温泉、山から海までの豊かな自然など、たくさんの魅力を持つ新発田市は、「愛せるまち 誇れるまち ふるさと新発田の創造」を目指し、これからも発展していきます。

資料8 合併記念事業一覧

	実施時期	事業名	実施場所	事業概要	参加数(概算) 人
1	4月9～26日 土～火	新発田の春まつり	新発田城址公園	・ぼんぼり点灯 ・露店出店 ・安兵衛茶屋 ・物品テント販売 ・その他イベント等 (4/16,17,23,24)	37,364
2	4月3～10日 日～日	「迎春祭」 加治川桜まつり	加治川治水記念公園及び派川加治川周辺	・クリーンウォーク ・魚のつかみ取り ・桜の踊りと奏で ・お茶会 ・桜の写真の展示等 ・桜のライトアップ	5,000
3	4月23,24日 土・日	合併記念桜まつり	桜公園親水広場	・臨時売店 ・子どもゲームコーナー ・桜餅無料配布	400
4	4月23,24日 土・日	城下町しばた文化の祭典	新発田市地域交流センター、新発田城ほか	3市町村の各地域の様々な文化を観覧・体験 <新発田市地域交流センター> ・職人文化(表具・畳・染物・土鈴・刀剣・提灯ほか) ・芸能文化(獅子舞、神楽ほか) ・まつり文化(新発田台輪、県外山車を活用したまつり団体) ・花絵 ・その他(物産販売) <新発田城> ・花絵、茶文化	2,500
5	4月24日 日	大峰山ハイキング	大峰山	・ハイキング(2コース) ・頂上での昼食	70
6	7月17日	さえずり交流ウォーク	県立紫雲寺記念公園周辺	県立紫雲寺記念公園を起点・終点とした健康ウォークの実施	215
7	6月25日 土	ほたるのタペコンサート	大天城公園	・プロ・アマミュージシャン、演奏家のコンサート ・ゲンジボタルの勉強会	500
8	6月24～26日 金～日	第28回手工芸展・水墨画展	新発田市生涯学習センター	・手工芸・水墨画の作品397点を展示	出品者 268名 来場者1435名
9	7月29,30日 金・土	新発田城復元完成一周年記念ページェント しばた2005	新発田城址公園及び市街地	<前夜祭イベント> ・城址公園、カリオンパークでよさこいソーランチーム演舞 <ページェントしばた2005> ・しばたっ子台輪パレード ・新発田城復元完成までのVTRを流す ・地域伝承芸能	6,000
10	8月12日 金	海上花火&シーサイドよさこい in紫雲寺メモリアルパーク2005	藤塚浜海水浴場	・海上花火	10,000
11	8月26～29日 金～月	城下町新発田ふるさとまつり	諏訪神社周辺、中心市街地の大通り他	・よさこいソーラン、民踊流し ・奉納台輪 ・おまつり広場オープンパレード ・おまつり広場 ・こども金魚台輪みこしパレード、まつりパレード ・帰り台輪 ・新発田の伝承文化再発見	269,000

資料9 合併の経過

時 期	経 過
平成10年3月	新発田地域広域事務組合に「広域行政体制整備検討委員会」を設置 広域連合等体制整備について協議・検討を開始
平成11年7月	「市町村の合併の特例に関する法律」の一部改正
平成12年3月	新発田地域広域事務組合の広域行政体制整備検討委員会での議論を終結 広域連合等体制整備についての協議・検討を終結
平成12年4月	「地方分権一括法」施行
平成13年2月	H13. 2.13 「新潟県市町村合併促進要綱」公表 県の合併パターンは新発田市・豊浦町・紫雲寺町・加治川村を含む新発田広域圏7市町村
平成13年4月	H13. 4.17 新潟県市町村合併促進要綱の市町村長説明会開催 県総合政策部長から広域圏7市町村長に「新潟県市町村合併促進要綱」を説明
	H13. 4.25 地域別知事・市町村長会議開催 県知事と下越地区（新発田・岩船圏域の14市町村）首長との懇談会
平成13年5月	H13. 5.31 新潟県市町村合併促進要綱の市町村議会議員説明会開催 県市町村合併支援課長から広域圏7市町村議会議員に「新潟県市町村合併促進要綱」を説明
平成13年6月	H13. 6. 4 第1回紫雲寺町広域合併研究協議会を開催 県合併促進要綱の説明、広域圏の動向について報告
	H13. 6 新発田市議会・豊浦町議会 「新発田市・豊浦町の任意合併協議会の早期設置に向けた決議」を可決
	H13. 6.28 新発田地域広域事務組合の広域行政体制整備検討委員会を解散
平成13年7月	H13. 7. 7 新発田地域広域事務組合に「新発田広域圏市町村合併研究会」を設置 県市町村合併促進要綱に対応した市町村合併に関する研究検討を開始
	新発田市が庁内に「合併問題調査検討委員会」を設置
	新発田市が県作成の合併啓発パンフレットを増刷し市内全世帯へ配布
平成13年8月	新発田市が市民3,199人を対象に合併に関する住民意識調査を実施
	紫雲寺町が町内新成人を対象に合併に関するアンケート調査を実施
平成13年10月	H13.10.10 市町村合併シンポジウム開催 (社)新発田青年会議所が「どうする新発田圏域市町村合併」を開催
	新発田市が合併に関する住民説明会を市内8会場で実施(10.17～11.4)
平成13年11月	H13.11. 9 第3回新発田広域圏市町村合併研究会開催 同研究会を終結することで合意。新発田市長が、新発田市・豊浦町の任意合併協議会の設置に向けた検討に入ることを表明し了承を得る
	H13.11.26 新発田市と豊浦町が任意合併協議会の設立準備を開始 (設立準備会～第2回会議 12.20)
平成13年12月	H13.12. 4 第2回紫雲寺町広域合併研究協議会を開催 広域合併研究会解散の経緯、国・県の支援プラン、町の財政状況・考え方を説明
	紫雲寺町において合併に関する地区懇談会を町内21会場で実施(12.17～1.18)
平成14年1月	H14. 1.25 新発田市と豊浦町が任意協議会による合併協議を開始 (新発田市・豊浦町合併推進協議会～第6回会議 14.9.2)
	H14. 1.28 第1回加治川村・紫雲寺町・中条町合併問題懇談会を開催

平成14年 2月	加治川村において合併に関する集落懇談会を村内34会場で実施 (2.1～2.20) H14. 2.12 第 2 回加治川村・紫雲寺町・中条町合併問題懇談会を開催
平成14年 3月	加治川村が住民1,200人を対象に合併に関するアンケート調査を実施
平成14年 4月	H14. 4. 1 新発田市に合併推進課を新設 H14. 4. 5 第 3 回加治川村・紫雲寺町・中条町合併問題懇談会を開催 H14. 4.30 中条町、紫雲寺町、加治川村が、首長、議長連名による「市町村合併に関する任意協議会設置の要望書」を新発田市長に提出
平成14年 5月	H14. 5. 7 第 4 回加治川村・紫雲寺町・中条町合併問題懇談会を開催 H14. 5.13 第 3 回紫雲寺町広域合併研究協議会を開催 住民懇談会報告、3 町村合併問題懇談会・任意協議会設置要請経過、今後の計画を説明
平成14年 6月	H14. 6.20 第 5 回加治川村・紫雲寺町・中条町合併問題懇談会を開催
平成14年 8月	H14. 8.26 第 6 回加治川村・紫雲寺町・中条町合併問題懇談会を開催
平成14年 9月	H14. 9. 7 第 7 回加治川村・紫雲寺町・中条町合併問題懇談会を開催 H14. 9.20 紫雲寺町議会及び加治川村議会において「新発田市と任意合併協議会の早期設立に向けた決議」を可決 H14. 9.27 新発田市議会において、新発田市長が「市町村合併に関する所信表明」 新発田市議会において「新発田市、紫雲寺町、加治川村の任意合併協議会の早期設立に向けた決議」を可決
平成14年10月	H14.10.18 新発田市、中条町、紫雲寺町及び加治川村の4市町村長による合併に関する研究会を開催 H14.10.30 中条町長が任意合併協議会へ参加しないことを表明
平成14年11月	H14.11. 6 第 4 回紫雲寺町広域合併研究協議会を開催 市町村合併問題の経過並びに今度の考え方、市町村合併住民懇談会の計画案について説明 H14.11.18 新発田市、紫雲寺町及び加治川村の 3 市町村長による合併に関する研究会を開催 3 市町村で合併協議に向けた任意合併協議会を設置する方向で合意 H14.11.22 第 1 回任意合併協議会設立準備会を開催
平成14年12月	H14.12.16 第 2 回任意合併協議会設立準備会を開催 H14.12.26 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会（任意合併協議会）を設置 第 1 回新発田市・紫雲寺町・加治川村合併推進協議会を開催
平成15年 1月	H15. 1.14 合併推進協議会 第 1 回幹事会を開催 規約に基づき幹事会を設置。協議会規約に基づき 9 専門部会、34分科会を設置 H15. 1.28 第 2 回合併推進協議会を開催 「合併の方式」、「合併の時期」、「協議会の全体スケジュール」、「行財政調整の基本方針」、「建設計画の基本方針」の提案
平成15年 2月	H15. 2.28 第 3 回合併推進協議会を開催 合併の基本項目協議・承認 合併の方式 「紫雲寺町及び加治川村を新発田市へ編入」 合併の時期 「平成17年 1 月を目途とする」 合併までの全体スケジュールを確認 行財政調整の基本方針、建設計画策定の基本方針を承認
平成15年 3月	H15. 3.19 紫雲寺町及び加治川村が合併重点支援地域に指定される (新発田市は既に H14.6.17 に指定済み)

平成15年4月	H15. 4.14 合併推進協議会 第2回幹事会を開催
平成15年5月	H15. 5.19 合併推進協議会 第3回幹事会を開催
平成15年6月	H15. 6. 9 合併推進協議会を開催 行財政調整方針案及び新市建設計画案（基本構想）の提案
	H15. 6.24 合併推進協議会 第1回総務・産業・建設等行財政調整委員会を開催 企画総務、議会、行政委員会関係154項目協議
	H15. 6.24 合併推進協議会 第1回建設計画策定委員会を開催 委員会役員を選出、基本構想案協議
	H15. 6.27 合併推進協議会 第1回教育・福祉行財政調整委員会を開催 委員会役員を選出、教育関係137項目協議
平成15年7月	H15. 7. 7 新発田市・豊浦町合併施行
	H15. 7.14 第5回合併推進協議会を開催 行財政調整方針案提案・協議 総務・産業・建設等行財政調整委員会所管項目153項目 原案のとおり承認 教育・福祉行財政調整委員会所管項目37項目 原案のとおり承認 新市建設計画案（基本構想） 引き続き協議
	H15. 7.28 合併推進協議会 第2回教育・福祉行財政調整委員会を開催 福祉関係217項目協議
	H15. 7.29 合併推進協議会 第2回総務・産業・建設等行財政調整委員会を開催 産業・建設関係208項目協議
平成15年8月	H15. 8. 4 合併推進協議会 第4回幹事会を開催
	H15. 8.18 第6回合併推進協議会を開催 行財政調整案の提案・協議 総務・産業・建設等行財政調整委員会所管項目208項目 原案のとおり承認 教育・福祉行財政調整委員会所管項目217項目 原案のとおり承認 総務・産業・建設等行財政調整委員会所管19項目の提案 教育・福祉行財政調整委員会所管25項目の提案 新市建設計画案 「基本計画・財政計画」の素案の提案
	H15. 8.18 合併推進協議会 第5回幹事会を開催
	H15. 8.21 合併推進協議会 第2回建設計画策定委員会を開催 各登載事業の概要及び課題協議
平成15年9月	H15. 9. 1 合併推進協議会 第3回総務・産業・建設等行財政調整委員会を開催 継続審議1項目協議、追加提案19項目協議
	H15. 9. 3 合併推進協議会 第3回教育・福祉行財政調整委員会を開催 追加提案25項目協議
	H15. 9. 3 合併推進協議会 第3回建設計画策定委員会を開催 基本構想、基本計画、財政計画協議
	H15. 9.20 合併推進協議会 第4回総務・産業・建設等行財政調整委員会を開催 「地域審議会」、「議会の議員の任期及び定数」協議
	H15. 9.20 合併推進協議会 第4回建設計画策定委員会を開催 基本構想、基本計画、財政計画協議

平成15年10月	H15.10. 1 第7回合併推進協議会を開催 行財政調整方針案の協議 総務・産業・建設等行財政調整委員会所管項目継続協議1項目、追加提案分17項目 原案のとおり承認 教育・行財政調整委員会所管項目追加提案分15項目 原案のとおり承認 「議会の議員の任期及び定数」及び「地域審議会」 継続審議 「町字名」協議・承認 「大字」を削除する方向で調整を進める 合併都市づくり計画案の提案・協議 原案のとおり承認
	H15.10.21 第8回合併推進協議会を開催 「議会の議員の任期及び定数」協議・承認 「在任特例の適用」 「地域審議会」協議・承認 「合併後新市において地方自治法に基づく付属機関を設置」 「合併の時期」協議・承認 「平成17年1月を目途とすることが承認されていたが、合併に伴う国の支援を最大限活用するため、国の市町村合併に対する財政支援措置の期限延長の動向を見ながら、法定協議会で改めて協議する」
	H15.10.21 法定合併協議会設立準備会を開催
	「新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議報告書」を3市町村内全世帯に配布 紫雲寺町において合併に関する住民説明会を町内18会場で実施（10.30～11.29）
平成15年11月	新発田市において合併に関する住民説明会を市内13会場で実施（11.14～22）
	加治川村において合併に関する住民説明会を村内5会場で実施（11.17～22）
平成15年12月	H15.12. 2 新発田市議会において「新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会の設置」議案を議決
	H15.12. 6 加治川村議会において「新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会の設置」議案を議決
	H15.12. 9 紫雲寺町議会において「新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会の設置」議案を議決
	H15.12.19 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会（法定合併協議会）を設置
	H15.12.25 県知事へ法定合併協議会設置の届出
平成16年2月	H16. 2.12 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会 第1回幹事会
	H16. 2.20 第1回新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会（法定協議会）を開催 規約、協議会役員を選任及び各種規程等の専決の報告。運営規程、予算案等承認
平成16年5月	H16. 5.12 合併協議会 第2回幹事会
	H16. 5.26 「市町村の合併の特例に関する法律」の一部改正
平成16年6月	H16. 6. 5 第2回合併協議会を開催 合併の期日（平成17年5月1日合併）の提案・協議。合併協定書（案）の提案・協議。合併都市づくり計画（案）の提案・協議
	H16. 6.19 第3回合併協議会を開催 合併の期日（平成17年5月1日）の協議 原案のとおり承認 合併協定書（案）の協議 原案のとおり承認 合併都市づくり計画（案）の協議 原案のとおり承認 法定協議会における実質的協議終了

	H16. 6.22 新市建設計画の県知事協議 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併都市づくり計画について、法定協議会会長（新発田市長）が合併特例法に基づき県知事へ協議書を提出 H16.7.9 県知事「異議無し」の回答
平成16年7月	H16. 7.19 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協定調印式
	H16. 7.21 新市建設計画を総務大臣及び県知事へ送付
	H16. 7.29 新発田市議会、紫雲寺町議会及び加治川村議会 合併関連議案（廃置分合、財産処分、議員の在任、農業委員の任期）を議決
	H16. 7.30 新発田市・紫雲寺町・加治川村で廃置分合にかかる協議を行い同日告示
平成16年8月	H16. 8. 2 県知事へ廃置分合の申請（新発田市長、紫雲寺町長、加治川村長） 「北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村を廃し、その区域を新発田市に編入する」
平成16年9月	H16. 9.27 県議会において新発田市・紫雲寺町・加治川村の廃置分合議決
平成16年10月	H16.10. 1 県知事が3市町村の廃置分合処分を決定し総務大臣へ届出
	H16.10.28 新発田市・紫雲寺町・加治川村の廃置分合の総務大臣告示 「地方自治法第7条第1項の規定により、新潟県北蒲原郡紫雲寺町及び同郡加治川村を廃し、その区域を新発田市へ編入する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第6項の規定に基づき、告示する。右処分は、平成17年5月1日からその効力を生ずるものとする。」
平成16年12月	H16.12.20 新発田市議会において、「字の変更」議案を議決
平成17年2月	H17. 2.21 第4回合併協議会を開催 合併の手続きについて報告。事務移行調整の状況について報告。新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会の廃止について協議
平成17年3月	H17. 3.22 加治川村生誕50周年・閉村記念式典
	H17. 3.30 紫雲寺町町制施行50周年・閉町記念式典
	H17. 3.31 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併協議会（法定協議会）廃止
	紫雲寺町が「紫雲寺支所ガイドブック」を町内全世帯に配布 加治川村が「合併ガイドブック」を村内全世帯に配布
平成17年4月	H17. 4.23・24 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併記念事業 「城下町新発田市・紫雲寺町・加治川村文化の祭典」
	H17. 4.27 加治川村閉庁式
	H17. 4.28 紫雲寺町閉庁式
	H17. 4.28 新発田市議会 合併関連条例制定、改正議案を議決（紫雲寺支所及び加治川支所設置条例、特別参与の設置条例、藤塚浜財産区議会設置条例など、合併関連条例）
平成17年5月	H17. 5. 1 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併施行
	H17. 5. 2 紫雲寺支所開所式、加治川支所開所式 新発田市・紫雲寺町・加治川村合併記念式典
	H17. 5.18 新発田市議会臨時会（合併後初議会）
	新発田市が「暮らしのガイド」改訂版を作成し全世帯へ配布

